めぐろ学校教育プラン

改定素案

令和9(2027)年度～令和13(2031)年度

令和８（2026）年 10 月

目黒区教育委員会

（このページは白紙です）

目　　次

第1章　めぐろ学校教育プランの改定にあたって

1　改定趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4　基礎調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5　子どもたちとのワークショップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第2章　めぐろ学校教育プランの目指す姿

1　目指す子ども像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2　目指す学校像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第3章　目指す姿の実現に向けた取組

1　施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
2　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
◆深い学びの実現と、豊かな人間性をはぐくむ質の高い学校・園教育の推進◆　・・・15
・基本方針１　豊かな遊びと体験を通した幼児期の学びを充実する・・・・・16
・基本方針２　子どもたち一人ひとりの学びに向かう力、学び続ける姿勢を伸ばし、確かな学力を身に付ける・・・・・・・・・18
・基本方針３　グローバルに活躍しようとする態度や世界中の人々とかかわる力をはぐくむ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
・基本方針４　豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度をはぐくむ・・・27
・基本方針５　誰一人取り残さないきめ細かい教育を推進する・・・・・・・30
・基本方針６　幅広い参加や体験を通して、多様な人や社会とかかわる力を育てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
・基本方針７　健やかな体を育て、健康に生活する力をはぐくむ・・・・・・39
◆時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現◆・・・・・・・42
・基本方針８　柔軟な教育課程の編成により、学校教育の一層の充実を図る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
・基本方針９　これからの教育を担う優れた教員を育成する・・・・・・・・45

・基本方針１０　学校マネジメントを機能させた活力ある学校づくり
を推進する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
・基本方針１１　充実した学校生活を送るための施設・設備等を整備
する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
◆家庭や地域とともにすすめる教育の推進◆・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
・基本方針１２　地域・社会の教育資源を活用し、子どもを支え伸ば
す教育活動を推進する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
・基本方針１３　学校での安全を確保し、子どもたちが安心して過ごす
ことができる環境を整備する・・・・・・・・・・・・・・・59
３　重点的に取り組む推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

第4章　計画の推進
１　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
２　進捗管理及び点検評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
３　公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

第1章　めぐろ学校教育プランの改定にあたって

1　改定趣旨

目黒区教育委員会では、次代を担う子どもたちが、自ら学び、考え、行動し、多様な人々と協働しながら未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、「めぐろ学校教育プラン」を策定し、学校教育の充実に取り組んできました。

近年、人口減少や少子化の進行、グローバル化の進展、デジタル技術や生成AI[1]の急速な発展、持続可能な社会の実現に向けた取組の拡大などにより、社会は大きく変化しています。こうした状況に伴い、子どもたちを取り巻く環境や、これから求められる資質・能力も大きく変わってきています。また、不登校児童・生徒の増加や特別な支援を必要とする子どもの学びの保障など、多様化する教育課題への対応も求められています。

国においては、令和 5（2023）年 6 月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」において、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング[2]の向上」をコンセプトに掲げ、主体的に学び続ける力の育成、誰一人取り残さない学びの実現、教育 DX[3]の推進などを重点的に進めています。また、次期学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会での審議が進められており、多様な学習活動やICT[4]を活用した学びに対応した教育環境の整備が求められています。

東京都では、令和6（2024）年3月に策定した「東京都教育ビジョン（第5次）」において、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」の実現を掲げ、自ら未来を切り拓く力の育成や誰一人取り残さない教育の実現、教育 DX の推進、教職員・学校の力の強化などを基本的な方向性として取り組んでいます。

本区では、令和４（2022）年３月に改定した「めぐろ学校教育プラン」に基づき、「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進するとともに、「目黒区基本計画」及び「目黒区教育に関する大綱」との整合を図りながら、学校教育の充実と発展に取り組んできました。今後も、教育を取り巻く環境の変化や新たな課題に的確に対応するとともに、すべての子どもたちが安心して学び、自らの可能性を伸ばしていくことができる教育環境の実現に向けて、引き続き取組を進めていく必要があります。

今回のめぐろ学校教育プランでは、基礎調査（アンケート）に加え、子どもたち自身の意見や考えを聴く取組を実施し、子どもの視点を大切にしながら検討を進めました。子どもたち一人ひとりを権利の主体として尊重し、その声を学校教育施策に反映していくことは、これからの教育を進める上で重要な視点です。

本区が目指す学校教育の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもたち一人ひとりが自ら学び、多様な他者と協働し、社会や身の回りの課題を自分事として捉えながら未来を切り拓く力を身に付けるとともに、持続可能な社会の創り手として成長できる教育を推進するため、「めぐろ学校教育プラン」を改定します。

---

[1] **生成 AI**…学習したデータを基に、文章、画像、音声などの新たな内容を生成する人工知能。AI は Artificial Intelligence の略。

[2] **ウェルビーイング**…身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など、持続的な幸福を含む概念。

[3] **教育 DX**…デジタル技術やデータを活用して、教育の内容や方法、学校運営等をよりよいものに変革すること。DX は Digital Transformation の略。

[4] **ICT** …Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

2 位置付け

○ めぐろ学校教育プラン（以下「学校教育プラン」という。）は、目黒区教育委員会の教育目標・基本方針を学校教育において実現するための計画です。

○ 学校教育プランは、目黒区基本構想に基づく「目黒区基本計画」を上位計画とし、「目黒区教育に関する大綱」との整合を図りながら策定する学校教育分野の個別計画として位置付けます。

＜位置付けのイメージ＞



※目黒区教育委員会教育目標（令和３（2021）年６月８日目黒区教育委員会決定）

目黒区教育委員会は、区民の一人ひとりが生涯にわたって学習ができ、伝統と文化への理解を深め、健康で充実した人生を送ることができるように、「学び合い成長し合えるまち」の実現を図る。

特に、子どもたちの健やかな成長を願い

・他人を思いやり、道徳心のある人間

・自ら学び、考え、行動する、個性と創造力豊かな人間

・自然を愛し、美しいものに感動する心をもつ人間

の育成に向けた教育を推進する。

※目黒区教育委員会基本方針（令和３（2021）年６月８日目黒区教育委員会決定）

目黒区教育委員会は、「教育目標」を達成するため、以下の基本方針及び施策の方向に基づき、総合的に教育施策を推進する。

≪基本方針１ 人権を尊重する教育の推進≫

日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、基本的人権及び個人の尊厳を基調に、あらゆる教育の機会を通して、相互理解や連帯感を培い、偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

≪基本方針２ 豊かな生涯学習社会の実現を目指した学習活動の支援≫

区民一人ひとりが、新たな知識や技能などを身につけそれぞれ自己実現を図ることは、より生きがいのある人生を送ることに資するものであり、生涯にわたり自由に学習の機会を選択し学ぶとともに、地域社会の形成に寄与できるよう、必要な学習活動を支援する。

≪基本方針３「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進≫

グローバル化や情報化の急速な進展とともに、価値観が多様化する社会に主体的に対応していくためには、一人ひとりが個人として自立し、また社会の一員としてその発展に寄与する態度を養うことが求められる。

そのため、「生きる力」すなわち、確かな学力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性と創造力を伸ばし、問題解決する力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育を推進する。

≪基本方針４ 教育への区民参加と地域ぐるみの教育の振興≫

子どもたちが、生命を大切にし、一人ひとりが心豊かに健全に育つことを目指して、学校の自主性・自立性を確立したうえで、家庭・地域の願いや意向を反映した学校運営に努める。

家庭・地域が、教育におけるそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となり、地域全体の教育力を高める。

３ 計画の期間

令和９（２０２７）年度から令和１３（２０３１）年度までの５か年とします。

ただし、国や都の制度改正や社会状況の著しい変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。また、各施策の進捗状況を確認し、その成果や課題、今後の方向性を検証していきます。

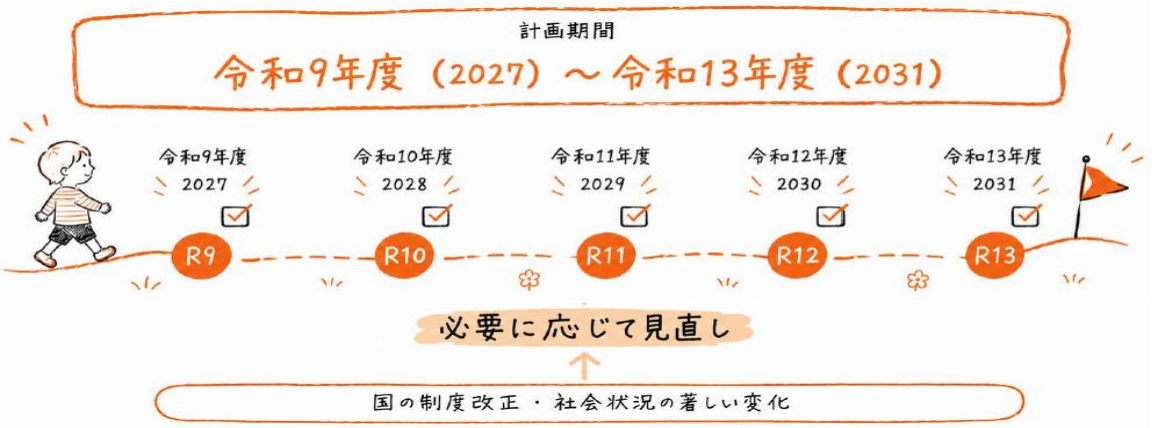

4　基礎調査(アンケート)

(1)調査目的

児童・生徒、保護者、教職員及び地域住民の学校教育に対する意識やニーズを把握し、学校教育プランの改定に向けた検討の基礎資料とするため、基礎調査(アンケート)を実施しました。

(2)実施概要

調査対象	区立小学校第 5・6 学年の児童、区立中学校第 1～3 学年の生徒、区立幼稚園・こども園及び区立小・中学校の保護者・教職員、地域住民
調査方法	児童・生徒は学習用情報端末によるウェブ回答、保護者及び教職員は連絡システム等によるウェブ回答、地域住民はウェブ及び紙による回答
調査期間	児童・生徒:令和 8 年 5 月 15 日～6 月 7 日 保護者・教職員:令和 8 年 5 月 15 日～6 月 12 日 地域住民:令和 8 年 6 月 1 日～6 月 30 日
回答件数	児童:1,752 件(回答率 51.0%) 生徒:1,439 件(回答率 53.0%) 保護者:2,247 件(回答率 11.4%) 教職員:212 件(回答率 27.3%) 地域住民:301 件

※調査対象によって設問内容が異なります。

(3)調査結果から見られた主な傾向

①学校生活への肯定的な評価

児童・生徒の多くは、現在通っている学校に満足しており、友達との関係、学校行事やクラブ・部活動、通学のしやすさなどを学校のよい点として捉えています。人とのつながりや多様な活動、通学のしやすさなどが、学校への肯定的な評価につながっていることがうかがえます。

②区立中学校に対する進学前と進学後の評価の違い

進学前の児童・保護者には、区立中学校への進学について判断を決めかねている回答や否定的な回答も見られました。一方、実際に区立中学校へ進学した生徒及びその保護者からは、進学してよかったとする回答が多数を占めています。区立中学校の教育活動や学校生活、施設、部活動等の特色や魅力を、進学前の児童・保護者に分かりやすく伝えることが重要です。

③子どもの実感と保護者の認識の違い

児童・生徒は、悩みや不安を相談できる場所があることや、学校がいじめの防止・解決に取り組んでいることを肯定的に捉えています。一方、保護者からは「どちらでもない」とする回答が比較的多く、子どもと保護者の認識に違いが見られます。学校の相談体制やいじめ防止等

の取組を一層充実させるとともに、取組の内容や相談方法を保護者に分かりやすく伝え、理解につなげていくことが求められます。

④子どもの意見の尊重と意見表明の機会の利用状況

児童・生徒は、教員が自分たちの声を聞き、一人ひとりの思いや考えを尊重していると捉えています。一方、自分の考えや気持ちを伝える機会や方法を利用したことがないとの回答も一定数見られます。このため、子どもが安心して自分の考えや気持ちを伝えられるよう、アンケート、話合い、相談、意見箱など、多様な意見表明の機会や方法を充実させることが重要です。また、学校が表明された意見をどのように受け止め、学校運営や教育活動に反映したかを子どもに伝えることも求められます。

⑤教職員が感じる時間的余白の不足

教職員は、主体的な学びや多様な子どもへの対応、子どもの意見を生かした教育活動を進めている一方、教育の質を高めるための時間的余白が十分でないとの回答が一定数見られます。教職員が子どもと向き合い、授業改善に取り組む時間をさらに確保できる環境づくりが課題となっています。

⑥地域住民の参加意欲と学校・地域の協働上の課題

回答した地域住民からは、学校活動への参加意欲が示される一方、時間の都合、情報不足、学校との関わり方が分からないことなどが参加の支障として挙げられています。また、学校側からも、連絡や日程調整の負担、役割分担や責任の所在、地域との認識の共有などが課題として示されています。活動内容や役割、責任の範囲を明確にするとともに、学校と地域とのマッチングや調整を行い、双方が安心して継続的に参加できる仕組みを整えることが求められます。

⑦対象に応じた情報発信

保護者と地域住民では、学校や行政からの情報について、希望する情報提供の方法に違いが見られます。このことから、それぞれのニーズに応じて発信媒体を工夫し、必要な情報を分かりやすく届けることが重要です。

5 子どもたちとのワークショップ

(1)ワークショップの目的

基礎調査で把握した子どもたちの幅広い意見を踏まえ、子どもたちとの直接の対話を通じて、アンケートでは捉えきれない経験や思い、願いを把握し、学校教育プランの改定に向けた検討に活用するため、ワークショップを実施しました。

(2)実施概要

項目	内容
実施校	宮前小学校、第十中学校
対象	宮前小学校第 6 学年、第十中学校第 2 学年及び生徒会役員
参加人数	宮前小学校 54 人、第十中学校 178 人、生徒会役員 7 人
実施時期	令和 8 年 6 月～7 月

※本ワークショップは、令和8年度目黒区人権教育推進校である宮前小学校及び第十中学校で実施したものであり、区内すべての子どもたちの意見を代表するものではありません。

(3)ワークショップから見えた子どもたちの思い

ワークショップでは、学校生活に対する子どもたちの率直な考えや思いが数多く寄せられました。そこからは、授業が分かりやすいことや学力を身に付けることに加え、自分らしく、安心して学校生活を送りながら成長したいという思いが見えてきました。

子どもたちからは、自分の好きなことや得意なことを伸ばしたい、自分の興味や状況に合った方法で学びたいという思いが示されました。また、失敗を恐れずに挑戦できること、安心して発言や質問ができること、自分の意見を周囲に受け止めてもらえることを大切にする声も寄せられました。

さらに、学校行事や部活動等の様々な活動を通して、仲間との関係を深め、協力しながら成長することへの期待や、困ったときに安心して相談でき、最後まで話を聴いてもらえる環境を求める声も寄せられました。

これらの意見から、子どもたちが学校を学習する場としてだけでなく、人とつながり、自分らしく成長できる場として捉えていることがうかがえます。そこで、宮前小学校及び第十中学校で寄せられた意見を、第十中学校の生徒会役員による整理・分析を通して、子どもたちが考える「理想の10の姿」としてまとめました。

★子どもたちが考える「理想の10の姿」

分類	理想の10の姿
学習	① 学習を通して喜びや達成感を実感できること
	② 楽しみながら集中して取り組めること
	③ 自分のレベルや興味に合った内容・スピードを選べること
	④ 自分の興味・関心ややりたいことに合わせて学べること
	⑤ 安心して発言・質問できる学習環境があること
人間関係 ・安全安心	⑥ 尊重する態度や行動、発言をしてもらえること
	⑦ 仲の良い友達や信頼できる先生がいること
	⑧ 困ったときに正直に相談でき、最後まで話を聞いてくれる人がいること
行事・部活動等	⑨ 多様な活動を通じて人間関係を深め、喜びや楽しさを共有できること
健康・生活習慣	⑩ 健康のために十分な睡眠、適度な運動、バランスのよい食事をとれること

「理想の 10 の姿」は、ワークショップ参加者の意見を整理したものであり、区内すべての子どもたちの意見を代表するものではありません。しかし、基礎調査においても、学校生活への満足、意見表明、相談環境、主体的な学習、学校行事やクラブ・部活動等について、これらと関連する傾向が見られました。

このため、ワークショップの成果を尊重しつつ、基礎調査から把握した幅広い傾向と併せて、学校教育プランの検討に活用しました。

第2章　めぐろ学校教育プランの目指す姿

前章で示した計画改定の背景や子どもたちの声を踏まえ、本章では、学校教育プランの基本的な考え方として、本区が目指す子ども像と及び学校像を示します。また、目指す子ども像の実現に向けて育成する資質・能力を示します。

1　目指す子ども像

持続可能な社会の創り手となる人間性豊かなめぐろ（MEGURO）の子ども

少子高齢化の進行や国際情勢の不安定化、気候変動による自然災害の激甚化、生成AIをはじめとするデジタル技術の発展などにより、社会や経済の先行きに対する不確実性は一層高まっています。このような時代において、子どもたち一人ひとりが社会の変化に柔軟に対応しながら困難を乗り越えるしなやかさ（レジリエンス）を身に付け、自ら学び、多様な他者と協働しながら課題を発見し、解決していく力をはぐくむことが重要です。

このため、本区では、子どもたちが自分のよさや可能性を最大限のばすとともに、他者を尊重し、社会や身の回りの課題を自分事として捉えながら行動する「持続可能な社会の創り手」となることを目指します。また、一人ひとりが自分らしく学び、成長し、他者とのつながりの中で幸福や生きがいを感じられることを大切にします。

その基盤となるのは、本区がこれまで大切にしてきた「生きる力」です。

「生きる力」の育成には、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむことが重要であり、これらは相互に関連し合いながら一体的に実現されるものです。また、「豊かな人間性」については、今回の改定でもその理念を継承し、引き続き育成を図っていきます。

さらに、「持続可能な社会の創り手」として未来を切り拓くためには、「知りたい・やってみたい」から問いを立て、探究する学ぶ意欲、自他を尊重する共感する力、経験や振り返りを通して学び続け成長し続ける力、多様な人と協働して、新たな価値を生み出す力、変化や困難に直面してもしなやかに乗り越える力、社会や身の回りの課題を自分事として捉えて、より良くしようと行動する力など、様々な資質・能力を身に付けていくことが求められます。

本区では、こうしたこれからの時代に求められる資質・能力を、

・学ぶ意欲（Motivation）
・共感する力（Empathy）
・成長し続ける力（Growth-mindset）
・協働する力（Unity）
・しなやかさ（Resilience）
・当事者意識（Ownership-mindset）

として「MEGURO」の頭文字と関連付けて整理しました。

「MEGURO」は、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を支えるとともに、これらと一体となってはぐくまれる資質・能力です。本区では、これらが相互に補完し合いながら身に付くものとし、学校・園における教育活動全体を通してはぐくんでいきます。

また、学校教育プランに掲げるすべての取組を通してこれらの資質・能力をはぐくむとともに、学校・家庭・地域がともに子どもの成長を支えることで、持続可能な社会の創り手となる人間性豊かなめぐろ（MEGURO）の子どもを目指します。

確かな学力

≪育成する資質・能力等≫

- ○ 基礎的・基本的な知識及び技能
- ○ 思考力、判断力、表現力等
- ○ 主体的に学習に取り組む態度（自分から学びに向かう力）
- ○ 個性を生かし多様な人々と協働して学ぶ力
- ○ 経験や振り返りを通して学習を調整しながら学びに向かう力

生涯にわたり学び続ける基盤を培う

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、新たな価値を生み出す力等をはぐくむとともに、「知りたい・やってみたい」から問いを立て探究する意欲等を含め、自らの学びを振り返り、より良い学び方を選択しながら主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めます。

豊かな心

≪育成する資質・能力等≫

- ○ 自分らしさやよさを認識し、他者を思いやる心
- ○ 多様な価値観や文化を理解し共生する力
- ○ 自然を愛し、美しいものに感動する心
- ○ 新しい意味や価値を創造していく資質・能力

人との関わりや多様な体験を通して、豊かな人間性と創造性をはぐくむ

人権教育の推進を図るとともに、道徳教育や自然体験活動、文化・芸術活動、多様な表現や鑑賞活動等を通して、自他を尊重する心や豊かな人間性、創造性をはぐくむ教育の充実に努めます。子どもたちが自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。また、変化や困難を恐れず、しなやかに乗り越えていく芯の強さをはぐくみます。

健やかな体

≪育成する資質・能力等≫

○ 生きる力を支える体力（健康の維持、意欲や気力）
○ 望ましい食習慣
○ 健康的な生活習慣
○ 心身の成長発達についての正しい理解

健康・安全で活力ある生活を営む資質・能力等を身に付ける

学校における体力の向上に関する取組や食育の推進、安全に関する指導、心身の健康の保持増進に関する指導等、体育・健康に関する指導を子どもたちの発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めます。

また、家庭や地域社会との連携・協働を図りながら、日常生活において適切な運動・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送る基礎が培われるよう配慮します。

目黒区の子どもたちにはぐくみたい資質・能力（MEGURO）

はぐくみたい資質・能力	本資質・能力に込めた思い
学ぶ意欲 **（Motivation）** 「知りたい・やってみたい」から問いを立て、探究しようとする意欲	子ども一人ひとりの興味・関心や「知りたい」「やってみたい」という思いを大切にし、自ら問いを立てながら学びを深めていくことを意図している。 受動的な学びから、自ら学びに向かう主体的な学びへの転換を目指す。
共感する力 **（Empathy）** 他者を尊重し、思いやる心をもつ力	思いやりや協調性にとどまらず、自分とは異なる考えや価値観にも向き合い、多様な他者と対話しながら、互いを尊重する姿勢を育てることを意図している。 人権尊重の視点を基盤に、違いを認め合いながら共に生きる力をはぐくむ。
成長し続ける力 **（Growth-mindset）** 経験や振り返りを通して、学び続け、成長し続ける力	一過性の成果ではなく、経験と振り返りを通して学び続ける姿を重視し、自己の学びを客観的に捉え改善していく「自律した学習者」の育成を意図している。 目標設定・振り返り・改善のサイクルを回し続けて子どもの学びが継続できるようにする。
協働する力 **（Unity）** 多様な他者と協働して、新たな価値を生み出す力	多様な他者との関わりを通して新たな価値を創出する力を重視し、単なる協力や分担を超えた「共創」の力を育てることを意図している。 共感を土台とし、対話と協働によって社会に新しい価値を生み出すことができるようにする。
しなやかさ **（Resilience）** 変化や困難を恐れず、挑戦し続ける力	変化を前向きに受け止め柔軟に適応しながら挑戦し続ける力を育てることを意図している。 予測困難な時代を生き抜く、しなやかな強さが身に付けられるようにする。
当事者意識 **（Ownership-mindset）** 社会や身の回りの課題を自分事と捉え、解決しようと行動する力	社会や身の回りの課題を自分事として捉え、よりよい未来の実現に向けて主体的に行動する力を育てることを意図している。 子どもたちが自ら選択・判断し、結果に責任をもちながら社会に参画することができるようにする。

持続可能な社会の創り手となる
人間性豊かな

MEGUROの子ども







すべての教育活動を通してはぐくんでいきます

知 確かな学力

- 基礎的・基本的な知識及び技能
- 思考力、判断力、表現力等
- 主体的に学習に取り組む態度（自分から学びに向かう力）
- 個性を生かし多様な人々と協働して学ぶ力
- 経験や振り返りを通して学習を調整しながら学びに向かう力

徳 豊かな心

- 自分らしさやよさを認識し、他者を思いやる心
- 多様な価値観や文化を理解し共生する力
- 自然を愛し、美しいものに感動する心
- 新しい意味や価値を創造していく資質・能力

体 健やかな体

- 生きる力を支える体力（健康の維持、意欲や気力）
- 望ましい食習慣
- 健康的な生活習慣
- 心身の成長発達についての正しい理解

相互に補完し合う

子どもにはぐくみたい資質・能力（MEGURO）

M Motivation（学ぶ意欲）
「知りたい・やってみたい」から問いを立て、探究しようとする意欲

E Empathy（共感する力）
他者を尊重し、思いやる心をもつ力

G Growth-mindset（成長し続ける力）
経験や振り返りを通して、学び続け、成長し続ける力

U Unity（協働する力）
多様な他者と協働し、新たな価値を生み出す力

R Resilience（しなやかさ）
変化や困難を恐れず、挑戦し続ける力

O Ownership-mindset（当事者意識）
社会や身の回りの課題を自分事と捉え、解決しようと行動する力

学校・家庭・地域がともに子どもの成長を支えていきます

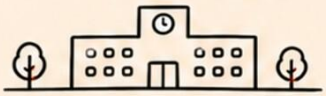





2　目指す学校像

これからの学校には、「1　目指す子ども像」で示した子どもたちをはぐくむため、障害の有無や文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、すべての子どもたちが安全・安心な教育環境のもとで学び、幸福や生きがいを感じられる学校を目指すことが求められます。その際、保護者や地域の人々とともに取り組むことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、一人ひとりの子どもたちを世代を超えた社会全体で支えていくことにつながります。

以上のことから、学校は

○　子どもたち一人ひとりの「好き」（興味・関心）をはぐくみ、「得意」を伸ばすことができる「魅力ある学校」

○　子どもと教職員が生き生きと学び活動できる「活力あふれる学校」

○　子どもたちが安全・安心に学ぶことができ、家庭や地域との連携・協働を促進し、子ども・保護者・地域から「信頼される学校」

となることを「目指す学校像」とし、組織的に学校運営を行っていきます。

各学校では「目指す子ども像」に向けて地域資源や人材の活用だけでなく、子どもたちが学校外での実体験や地域の人々との交流を通じて学習を深める「地域に学ぶ」という視点も必要となります。

学校は、校内の安全管理に十分留意しながらも、教育活動について積極的に地域へ発信することで、地域に学校への関心を高めてもらい、地域全体で子どもたちの成長を支えながら、将来地域や社会で活躍することができるような人材の育成につなげていきます。

また、学校は、地域コミュニティにおける教育資源としての側面も有していることから、家庭や地域との連携・協働を通して、子どもたちの学びが地域との関わりの中でより豊かなものとなるようにするとともに、学校にかかわる人の生きがいづくりなど生涯学習の場となるよう努めていきます。

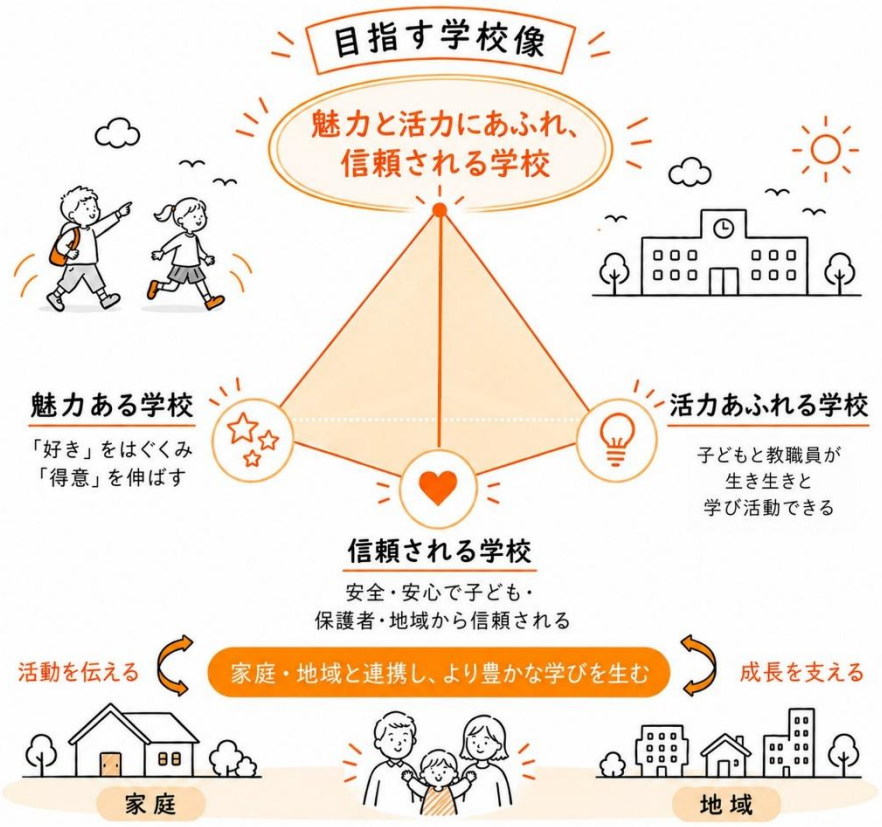

なお、子どもたちの安全・安心の確保は、すべての学校教育活動の基盤であるとの認識のもと、学校生活のあらゆる場面において、子どもたちが安心して学び、活動できる環境づくりを引き続き進めます。

1　施策体系図

重 重点的に取り組む推進施策

目標	基本方針（13）		推進施策（34）
目指す子ども像 持続可能な社会の創り手となる人間性豊かな**MEGURO**の子ども  **目指す学校像** 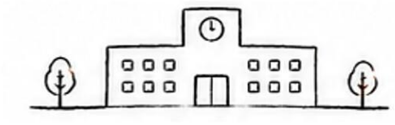 魅力と活力にあふれ信頼される学校	**深い学びの実現と、豊かな人間性をはぐくむ質の高い学校・園教育の推進**	基本方針 1	豊かな遊びと体験を通した幼児期の学びを充実する	（1）幼児教育の質向上のための支援 （2）幼稚園、こども園、保育園と小学校との円滑な接続 重
		基本方針 2	子どもたち一人ひとりの学びに向かう力、学び続ける姿勢を伸ばし、確かな学力を身に付ける	（3）主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 （4）基礎的な知識及び技能の確実な定着 （5）デジタルや生成AIを活用した学習の推進 重 （6）子どもの読書活動の推進 （7）探究的な学びの推進 重
		基本方針 3	グローバルに活躍しようとする態度や世界中の人々とかかわる力をはぐくむ	（8）英語力の向上とコミュニケーション能力の育成 重 （9）国際理解教育の推進 （10）伝統文化の尊重と郷土の歴史や地域に対する理解の促進
		基本方針 4	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度をはぐくむ	（11）人権教育・道徳教育・平和に関する教育の充実 （12）いじめの未然防止・早期解決等の取組、健全育成に係る取組の推進
		基本方針 5	誰一人取り残さないきめ細かい教育を推進する	（13）不登校児童・生徒への支援充実 重 （14）インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進 （15）日本語指導が必要な児童・生徒への対応 （16）教育相談体制の充実
		基本方針 6	幅広い参加や体験を通して、多様な人や社会とかかわる力を育てる	（17）自然や文化・芸術に触れる体験活動の推進 （18）連合行事等の推進 （19）異学年や異校種、多様な人々との関わりを通した体験活動の推進 重
		基本方針 7	健やかな体を育て、健康に生活する力をはぐくむ	（20）体育健康教育の充実 （21）学校保健、学校給食、食育の充実
	時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	基本方針 8	柔軟な教育課程の編成により、学校教育の一層の充実を図る	（22）柔軟な教育課程の編成による教育の質の向上 重
		基本方針 9	これからの教育を担う優れた教員を育成する	（23）教員に求められる資質・能力を向上させる研究・研修の充実 （24）教職員が教育公務員の自覚を高める取組の充実
		基本方針 10	学校マネジメントを機能させた活力ある学校づくりを推進する	（25）学校の組織的な運営力の強化 （26）学校における働き方改革等の推進 重 （27）児童・生徒の意見を生かした教育活動の推進
		基本方針 11	充実した学校生活を送るための施設・設備等を整備する	（28）質の高い学校教育を支える環境、施設・設備等の整備
	家庭や地域とともにすすめる教育の推進	基本方針 12	地域・社会の教育資源を活用し、子どもを支え伸ばす教育活動を推進する	（29）学校・家庭・地域で子どもたちの成長を支える体制の整備 重 （30）家庭の教育力向上のための支援 （31）持続可能な部活動の推進 重
		基本方針 13	学校での安全を確保し、子どもたちが安心して過ごすことができる環境を整備する	（32）安全教育・防災教育の推進 （33）安全・安心な学校づくり （34）放課後の子どもの居場所づくり

具体的な実施策

2 基本方針

学校教育プランは、次の3つの区分で構成されています。

・「深い学びの実現と、豊かな人間性をはぐくむ質の高い学校・園教育の推進」
子どもたち一人ひとりにはぐくみたい資質・能力や学びの内容、誰一人取り残さず学びを保障するための教育活動を示すもの

・「時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現」
子どもたちの学びと成長を支える教育課程、教員、学校組織及び施設・設備等の教育基盤や学校運営の充実を示すもの

・「家庭や地域とともにすすめる教育の推進」
学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの成長を支える取組を示すもの

今回の改定では、第2章で示した「持続可能な社会の創り手となる人間性豊かなめぐろ（MEGURO）の子ども」及び「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」の実現に向け、13 の基本方針を位置付け、さらに、各基本方針のもとに 34 の推進施策と具体的な実施策を設定することで、取組を体系的に推進します。

また、目黒区基本計画では、SDGs[5]の 17 の目標と区の施策との関連を整理し、「誰一人取り残さない」地域社会の実現に取り組んでいます。学校教育プランにおいても、SDGs の理念や方向性を踏まえながら、子どもたちの学びと成長を支える学校教育施策を総合的に推進していきます。



[5] SDGs…Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

深い学びの実現と、豊かな人間性をはぐくむ質の高い学校・園教育の推進

●予測困難な時代を生きる子どもたちには、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けるとともに、自ら課題を発見し、多様な人々と協働しながら解決していく力が求められています。また、社会の変化が加速する中にあっても、生涯にわたり主体的に学び続け、自らの可能性を伸ばしながら豊かな人生を切り拓いていく力をはぐくむことが重要です。

●本区では、就学前から学校教育への連続性を重視し、幼児期の豊かな遊びや体験を学びの基盤として、一人ひとりの発達段階や個性を大切にしながら、確かな学力、豊かな心及び健やかな体を一体的に育成します。また、主体的・対話的で深い学び[6]や探究的な学び[7]を推進し、子どもたちの学ぶ意欲や学び続ける姿勢をはぐくむとともに、グローバル社会の一員として多様な文化や価値観を理解し、尊重しながら他者と協働する力を育成します。

●さらに、人権教育や道徳教育の充実を図り、自分自身を大切にするとともに他者を尊重する態度や豊かな人間性をはぐくみます。加えて、自然体験や文化・芸術活動、職場体験学習、福祉体験、ボランティア活動など、多様な人や社会との関わりを通した体験活動を充実させることで、社会性や協働性、地域や社会の一員として行動する力を育成します。また、体育・健康教育、食育等を通して、生涯にわたり健康で活力ある生活を送るための基礎を培います。

●こうした取組を通して、子どもたち一人ひとりが自ら学び続け、多様な人々と支え合いながら、持続可能な社会の創り手として未来を切り拓いていくための資質・能力を育成します。

・基本方針1　豊かな遊びと体験を通した幼児期の学びを充実する
・基本方針2　子どもたち一人ひとりの学びに向かう力、学び続ける姿勢を伸ばし、確かな学力を身に付ける
・基本方針3　グローバルに活躍しようとする態度や世界中の人々とかかわる力をはぐくむ
・基本方針4　豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度をはぐくむ
・基本方針5　誰一人取り残さないきめ細かい教育を推進する
・基本方針6　幅広い参加や体験を通して、多様な人や社会とかかわる力を育てる
・基本方針7　健やかな体を育て、健康に生活する力をはぐくむ

[6] **主体的・対話的で深い学び**…子どもが学ぶことに関心をもって主体的に取り組み、他者との対話を通して考えを広げ、各教科等の見方・考え方を働かせながら理解を深める学び。

[7] **探究的な学び**…子どもが自ら課題を設定し、情報を収集・整理・分析して、まとめや表現を行いながら、課題の解決に取り組む学習過程。

基本方針1	豊かな遊びと体験を通した幼児期の学びを充実する

■現状と課題■

●幼児期は、生涯にわたる人格形成や学びの基礎を培う重要な時期です。子どもたちは遊びや生活の中で主体的に環境と関わり、人との関わりや様々な体験を通して、好奇心や探究心、思考力や表現力、豊かな感性などをはぐくんでいきます。また、幼児期にはぐくまれた資質・能力は、その後の学校生活や生涯にわたる学びの基盤となることから、一人ひとりの発達や特性に応じた質の高い幼児教育を推進することが重要です。

●本区では、幼稚園、こども園及び保育所等において、豊かな遊びや体験活動を大切にした就学前教育を推進するとともに、小学校への円滑な接続に向けた取組を進めてきました。一方で、子どもを取り巻く環境や家庭環境の変化などにより、子どもたちの体験機会や人との関わり方、育ちの状況は多様化しています。そのため、豊かな遊びや体験を通した学びを充実させるとともに、一人ひとりの発達や特性、家庭状況に応じたきめ細かな支援の充実が求められています。

●また、就学前施設の種別にかかわらず質の高い教育・保育を提供するとともに、就学前教育に携わる教職員・保育者の専門性向上を図ることが重要となっています。さらに、幼児期の育ちや学びを小学校教育へ円滑につなげるため、幼稚園、こども園、保育所等と小学校との連携を一層充実させる必要があります。

■推進施策■

豊かな遊びや体験活動を通して就学前教育の質の向上を図るとともに、幼稚園、こども園、保育所等と小学校との連携を充実し、就学前施設と小学校との円滑な接続を推進します。

（1）	幼児教育の質向上のための支援
（2）	幼稚園、こども園、保育園と小学校との円滑な接続

■成果指標■

指標名	現状値 （令和７年度）	目標値 （令和１３年度）
異校種と関わる取組が行われていると回答した保護者の割合	75.5%	80%

■具体的な実施策■

●推進施策（1）幼児教育の質向上のための支援

①幼児教育相談員[8]による巡回指導　【教育指導課】 新規

質の高い就学前教育の推進に向けて、幼児教育相談員を配置し、各園を巡回して就学前教育に関わる指導・助言を行います。

●推進施策（2）幼稚園、こども園、保育園と小学校との円滑な接続

②幼保小連携の充実　【教育指導課】 新規（統合・再編）

区内の公私立の小学校就学前施設と区立小学校との交流活動や合同研修会、連絡会を実施します。また、幼児期にはぐくまれた資質・能力や学びを小学校教育へ円滑につなげるため、交流活動だけでなく、就学前教育と小学校教育との接続を意識した取組の充実を図ります。

③学校教育支援員の配置　【教育指導課】継続

小学校第1学年の各学級に、一定期間、学校教育支援員を配置し、一人ひとりの児童が入学直後の生活に適応できるよう支援を行います。

[8] **幼児教育相談員**…幼児教育の質の向上を図るため、幼稚園、こども園、保育所等を巡回し、幼児教育に関する教職員・保育者への指導・助言等を行う者。

基本方針2	子どもたち一人ひとりの学びに向かう力、学び続ける姿勢を伸ばし、確かな学力を身に付ける

■現状と課題■

●急速なデジタル化やグローバル化の進展、生成AIをはじめとする新たな技術の発展などにより、子どもたちを取り巻く社会は大きく変化しています。予測困難な時代を生きていくためには、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けるとともに、それらを活用して課題を発見し、解決するための思考力、判断力、表現力等を育成することが重要です。

●本区では、目黒区学習状況調査[9]や授業改善に関する取組を通して、児童・生徒の学力向上に努めてきました。令和8年度目黒区学習状況調査では、小学校及び中学校の各学年・教科で全国平均を上回る結果となるなど、基礎的・基本的な知識及び技能の定着が図られています。また、学習用情報端末の活用やデジタル教材の導入、学校図書館の充実など、多様な学びを支える教育環境の整備を進めています。

●一方で、子どもたちの興味・関心や強み、特性は多様であり、一人ひとりの状況に応じた学びの充実が求められています。また、自ら課題を見いだし、学びを深めながら主体的に学び続ける力や多様な人々と協働しながら課題を解決し、新たな価値を創造する力をはぐくむことも求められています。

●さらに、GIGA スクール構想[10]の推進により、ICTを活用した学習環境は大きく進展しましたが、情報活用能力[11]や情報モラル[12]を身に付けることに加え、生成AIなど新たな技術を適切に活用する力を育成する必要があります。また、読書活動は語彙力や読解力、思考力、表現力をはぐくむとともに、多様な価値観や考え方に触れる重要な機会であることから、学校図書館や区立図書館との連携を通じて、子どもたちの読書活動を一層推進していくことが求められています。

●このため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図りながら、ICTや生成AI等を活用した学習環境の充実、読書活動及び探究的な学びの推進を通して、子どもたち一人ひとりが生涯にわたり学び続ける力を育成していく必要があります。

---

[9] **目黒区学習状況調査**…【現行名称：目黒区学力調査】各学校の指導法やカリキュラムの改善及び充実を図り、学力の定着・向上を目指すことを目的に、小学校第２学年から中学校第３学年までの児童・生徒を対象に前年度までの学習達成状況及び学習に対する意識等を調査する。

[10] **GIGA スクール構想**…令和元（2019）年 12 月に文部科学省から発表されたプロジェクト。GIGA とは Global and Innovation Gateway for ALL の略。児童・生徒に１人１台の学習用情報端末と、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性をはぐくむ教育を実現する構想。

[11] **情報活用能力**…世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。

[12] **情報モラル**…情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な考え方や態度。

■推進施策■

子どもたち一人ひとりが基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得するとともに、自ら課題を見いだし、多様な人々と協働しながら学び続ける力を育成します。また、ICTや生成AI等のデジタル技術を活用した学習環境の充実や読書活動、探究的な学びを推進し、主体的に未来を切り拓く資質・能力をはぐくみます。

（3）	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
（4）	基礎的な知識及び技能の確実な定着
（5）	デジタルや生成AIを活用した学習の推進
（6）	子どもの読書活動の推進
（7）	探究的な学びの推進

■成果指標■

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和１３年度）
授業の内容が分かると回答した児童・生徒の割合	小学校	92.6%	95%
	中学校	84.0%	90%
主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を行っていると回答した教職員の割合		53.7%	65%

■具体的な実施策■

●推進施策（3） 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

④目黒区学習状況調査の実施　【教育指導課】 継続

小学校第2学年から中学校第3学年までの児童・生徒を対象に学力調査及び意識調査を実施し、学習の取組状況等を把握・分析することで、授業改善や学力向上につなげます。

⑤授業改善に関する研修の充実　【教育指導課】 継続

各学校・園における授業改善に関する研修を充実させるとともに、指導主事による学校・園訪問等を実施し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導・助言を行います。

⑥指導資料（「目黒区授業改善の手引き」等）の活用　【教育指導課】 継続

「目黒区授業改善の手引き」、「新学習指導要領を踏まえた指導資料」等の各種指導資料を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。

⑦指導方法工夫改善加配の活用　【教育指導課】 継続

児童・生徒の習熟の程度に応じた授業を実現するため、指導方法工夫改善加配教員を活用し、小学校は算数科、中学校は数学科・外国語科（英語）において習熟度別指導及び少人数・習熟度別指導を行います。

⑧小学校における教科担任制等の推進　【教育指導課】 継続

すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学び[13]と協働的な学び[14]をより一層充実させるため、教員を加配し、学級担任が教科を分担し、学年の各学級の授業を担当する教科担任制や交換授業を推進します。

---

[13] **個別最適な学び**…子ども一人ひとりの特性、興味・関心、学習状況等に応じて、指導方法や教材、学習時間、学習方法等を工夫する学び。

[14] **協働的な学び**…子ども同士や多様な他者と関わり、それぞれの考えを共有し、互いのよさを生かしながら学びを深めること。

●推進施策（4） 基礎的な知識及び技能の確実な定着

⑨目黒区学習状況調査の実施 ※再掲 【教育指導課】 継続

小学校第2学年から中学校第3学年までの児童・生徒を対象に学力調査及び意識調査を実施し、学習の取組状況等を把握・分析することで、授業改善や学力向上につなげます。

⑩授業改善に関する研修の充実 ※再掲 【教育指導課】 継続

各学校・園における授業改善に関する研修を充実させるとともに、指導主事による学校・園訪問等を実施し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導・助言を行います。

●推進施策（5） デジタルや生成AIを活用した学習の推進

⑪ICTを活用した学習の推進 【教育指導課】 新規（統合・再編）

デジタルドリルや生成AI等のICTを活用し、児童・生徒一人ひとりの学びの充実と主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

⑫情報活用能力の育成 【教育指導課】 新規（統合・再編）

小学校「情報の領域」、中学校「情報・技術科」の新設を見据え、情報モラルやメディア・リテラシー[15]を含む情報活用能力の育成を推進します。

[15] **メディア・リテラシー**…テレビ、新聞、インターネット、SNS 等から得られる情報を主体的に読み解き、その特性や信頼性を適切に判断して、活用・発信する能力。

●推進施策（6） 子どもの読書活動の推進

⑬学校図書館資料の整備　【学校運営課】 継続

学校図書館が「読書センター」、「学習・情報センター」としての機能を発揮できるよう、電子書籍の活用状況を踏まえつつ、学校図書館資料の充実を図ります。

⑭学校図書館支援員[16]の配置等　【教育指導課】 継続

各学校では、子どもたちが必要なときに学校図書館を活用できる体制を整備するとともに、学校図書館支援員を配置し、小学校における学年別おすすめの本リスト作成、各学校の図書レファレンス、保護者ボランティアへの支援及び学校図書館の整備等を推進します。

⑮修理講習会等の実施　【八雲中央図書館】 継続

区立小・中学校の学校図書館支援員等向けに修理講習会等を行うことにより、学校図書館の活動を支援します。

⑯団体貸出の充実及び児童・ヤングアダルト資料の無償提供　【八雲中央図書館】 継続

区立小・中学校等への団体貸出及び児童・ヤングアダルト（YA）[17]資料の無償提供により、子どもたちの読書活動を支援します。

⑰図書館見学の受入れ及び学校訪問の実施　【八雲中央図書館】 継続

区立小・中学校による図書館見学を受け入れるとともに、学校訪問を実施することにより、子どもたちが図書館を身近に感じ、読書に親しむことができるよう支援します。

---

[16] **学校図書館支援員**…学校の読書活動及び学校図書館の機能の一層の充実を図るため、司書、司書補又は司書教諭免許を有する者及び図書館勤務経験のある者を教育委員会が公募、登録し、学校に派遣される者。

[17] **ヤングアダルト**…児童と成人の間の、中学生と高校生の時期の若者。「YA」の略称を用いる。区立図書館では、ヤングアダルトが必要とする資料や利用形態を考慮して、専門の資料を用意し YA コーナーを設置している。

●推進施策（7） 探究的な学びの推進

⑱教育開発指定校[18]の研究成果等の活用　【教育指導課】 継続

教育課題や学校等の課題の解決を図るため、教育開発指定校を指定し、指導方法等に関する研究を推進するとともに、研究成果を区立学校・園に普及します。

⑲授業改善に関する研修の充実 ※再掲　【教育指導課】 継続

各学校・園における授業改善に関する研修を充実させるとともに、指導主事による学校・園訪問等を実施し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導・助言を行います。

⑳「自己選択学習の時間」[19]の推進　【教育指導課】 新規

各学校において児童・生徒が自ら問いや課題を見いだし、各教科等の見方・考え方を働かせながら、多様な他者と協働して学びを深める探究的な学習を推進します。また、教科等の枠にとらわれず、児童・生徒が興味・関心や学習状況に応じて自らの学びを選択する「自己選択学習の時間」を設定し、児童・生徒の学びに向かう力を伸ばします。

---

[18] **教育開発指定校**…教育課題や各学校・園の課題の解決に向けて、教育委員会が指定し、指導方法等に関する研究や実践を行う学校・園。研究成果は、研究発表会等を通して区立学校・園に普及する。

[19] **自己選択学習の時間**…児童・生徒が、自らの興味・関心や学習状況に応じて、学習内容や学習方法等を選択し、主体的に学びを進める時間。

基本方針3	グローバルに活躍しようとする態度や世界中の人々とかかわる力をはぐくむ

■現状と課題■

●グローバル化やデジタル技術の発達により、人や情報が国境を越えて行き交う社会が進展しています。こうした中、子どもたちが国際社会の一員として主体的に関わっていくためには、外国語によるコミュニケーション能力を身に付けるとともに、多様な文化や価値観を理解し、尊重することが重要です。

●本区では、外国語指導員（ALT）[20]の活用や体験型英語学習事業等を通して、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際理解教育や日本の伝統文化に関する学習を推進してきました。

●今後は、外国語を用いて自分の考えを伝えるとともに、多様な背景を持つ人々と対話し、協働する力をはぐくむことが一層重要となります。また、日本や目黒の歴史、伝統、文化への理解を深め、その魅力や価値を自らの言葉で発信する力をはぐくむことも大切です。

●このため、英語教育、国際理解教育及び伝統文化教育を推進し、グローバルに活躍しようとする態度や、世界の人々と関わる力をはぐくんでいく必要があります。

■推進施策■

英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、多様な文化や価値観を理解し尊重する態度を育成します。また、海外の人々との交流や国際理解教育の充実を図るとともに、日本や地域の歴史・伝統・文化への理解を深め、自らの考えや地域の魅力を発信できる力をはぐくみます。

（8）	英語力の向上とコミュニケーション能力の育成
（9）	国際理解教育の推進
（10）	伝統文化の尊重と郷土の歴史や地域に対する理解の促進

[20] **外国語指導員（ALT）**…Assistant Language Teacher の略。英語を母国語とする者で、英語の授業や外国語活動で日本人の教員を補助する。本区では、児童・生徒の英語の発音やコミュニケーション能力、異文化理解の向上などを目的に各小・中学校へ派遣し、授業を補助している。

■成果指標■

指標名	現状値 （令和７年度）	目標値 （令和１３年度）
英語の勉強が好きだと回答した中学生の割合	62.9%	70%
将来、積極的に英語を使う生活をしたり職業に就いたりしたいと回答した中学生の割合	55.0%	70%

■具体的な実施策■

●推進施策（8） 英語力の向上とコミュニケーション能力の育成

㉑外国語指導員（ALT）の派遣・活用　【教育指導課】 継続

全小・中学校へALTを派遣し、ネイティブスピーカーであるALTとの直接的な会話などにより英語学習への意欲を高め、コミュニケーション能力の向上を図ります。

㉒日帰り体験型英語学習事業[21]の実施　【教育指導課】 継続

英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語によるコミュニケーション機会の充実を図るため、中学校第1学年全生徒を対象に、日帰り体験型英語学習を実施します。

㉓AI活用型英語学習アプリケーションの活用　【教育指導課】 新規

AI活用型英語学習アプリケーションを活用し、中学校の生徒一人ひとりの興味・関心や習熟度に応じた個別最適な英語学習環境を整備することで、多様な人々との英語コミュニケーションに主体的に取り組む態度をはぐくむとともに、英語による表現力・発信力の向上を図ります。

●推進施策（9） 国際理解教育の推進

㉔海外の学校や留学生等との交流　【教育指導課】 新規（統合・再編）

海外の友好都市との賀状交換や作品交流等を行います。

---

[21] **日帰り体験型英語学習事業**…東京都が開設した「英語で学ぶ」体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY（TGG）」を活用し、普段の学習環境である教室とは異なる非日常の空間で、様々な体験型の学習をオールイングリッシュで行うことにより、英語によるコミュニケーション能力、英語・異文化理解に対する興味・関心の向上を図る事業。

㉕三区間交流を活用した教育活動の充実　【教育指導課】新規

区長部局が実施する三区間交流[22]と連携し、学校の教育活動における交流機会の充実を支援します。

●推進施策（10） 伝統文化の尊重と郷土の歴史や地域に対する理解の促進

㉖日本の伝統文化理解教育の実施　【教育指導課】新規（統合・再編）

能・狂言師を派遣した体験ワークショップや和楽器体験ワークショップ、茶華道体験教室により、日本の伝統文化に直接触れる機会を創出します。

[22] **三区間交流**…目黒区と海外の友好都市である中国北京市東城区、韓国ソウル特別市中浪区の 3 自治体が連携して行う青少年国際交流事業

基本方針4	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度をはぐくむ

■現状と課題■

●社会の急速な変化や価値観の多様化が進む中、子どもたちが自他の生命や人権を尊重し、多様な人々と共に支え合いながら生きていく力を身に付けることが重要となっています。また、誰もが安心して学び生活できる環境を整えるためには、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、一人ひとりが互いの違いを認め合い、思いやりの心をはぐくむことが求められています。

●本区では、人権教育推進校事業や道徳授業地区公開講座の実施などを通して、人権尊重の精神や道徳性をはぐくむ教育を推進してきました。また、生命(いのち)の安全教育や児童・生徒による主体的な活動を通して、生命の大切さや自他を尊重する態度の育成に取り組むとともに、平和に関する学習機会の充実を図ってきました。

●一方で、いじめや不登校、SNS 等を介した人間関係のトラブルなど、子どもたちを取り巻く課題は複雑化・多様化しています。また、多様な価値観や文化的背景をもつ人々が共に暮らす社会の中で、互いの違いを理解し、認め合いながら協働する力の育成がこれまで以上に求められています。

●そのため、人権教育、道徳教育及び平和教育を一層充実させるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組み、子どもたち一人ひとりが安心して学び、自分らしく成長することができる環境を整えていく必要があります。さらに、児童・生徒自身が互いを尊重し、他者の立場や思いに共感しながら、よりよい人間関係や学校づくり、社会づくりに主体的に関わることができる力を育成していくことが重要です。

■推進施策■

人権教育や道徳教育等の充実を通して、自他の生命や人権を尊重し、多様な人々と共に支え合う豊かな心をはぐくみます。また、いじめの未然防止や早期対応に取り組むとともに、子どもたち自身が互いを認め合い、よりよい人間関係を築くことができる力を育成します。

(11)	人権教育・道徳教育・平和に関する教育の充実
(12)	いじめの未然防止・早期解決等の取組、健全育成に係る取組の推進

■成果指標■

指標名		現状値	目標値 （令和１３年度）
いじめはどんな理由があってもいけないことだと回答した児童・生徒の割合	小学校	96.7%（7年度）	100%
	中学校	95.1%（7年度）	100%
道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか	小学校	87.7%（8年度）	90%
	中学校	94.0%（8年度）	95%

■具体的な実施策■

●推進施策（11） 人権教育・道徳教育・平和に関する教育の充実

㉗人権教育推進校事業の実施　【教育指導課】 継続

学校や地域における人権教育推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進します。

㉘道徳授業地区公開講座の実施　【教育指導課】 継続

「特別の教科　道徳」の授業を公開し、保護者や地域の方々と子どもの健全育成等に関する意見交換会を実施します。

㉙道徳教育推進教師を中心とした組織的な道徳教育の充実　【教育指導課】 継続

道徳教育推進教師が中心となって道徳教育を推進するとともに、学級担任だけでなく、学年担当者等がローテーションで授業を行うなど、「特別の教科　道徳」の授業の充実を図ります。

㉚人権教育研修の実施　【教育指導課】 新規（統合・再編）

人権教育研修や体罰等根絶マニュアルの活用を通して、教職員の人権意識の向上を図り、人権を尊重した教育の推進と体罰等の根絶に取り組みます。

㉛平和記念事業との連携による平和に関する教育の推進　【教育指導課】 新規

区が実施する平和記念事業を活用し、児童・生徒の平和への理解を深める取組を推進します。

●推進施策（12） いじめの未然防止・早期解決等の取組、健全育成に係る取組の推進

㉜「目黒区体罰等根絶マニュアル」の活用　【教育指導課】 継続

「目黒区体罰等根絶マニュアル」を研修等で活用し、体罰は許されないものであることを指導者一人ひとりが認識して、体罰・不適切な指導がゼロになることを目指します。

㉝いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施　【教育指導課】 継続

中学校区ごとに「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」を実施し、児童・生徒による意見交換を通して、いじめに気付き、互いを尊重しながらよりよい学校づくりに主体的に参画しようとする態度を育てます。

㉞いじめ防止啓発ポスターの作成・配付　【教育指導課】 継続

いじめの未然防止に向けて、児童・生徒が主体的に取り組む意識を高めるため、いじめ防止啓発ポスター・リーフレットを作成し、配付します。

㉟学校生活アンケート等の実施・活用　【教育指導課】 継続

いじめの早期発見と対応を促進するため、学校生活アンケート及び「総合質問紙調査（i-check）[23]」を実施し、活用します。

㊱いじめ問題に関する教育委員会における組織的な対応　【教育指導課】 新規（統合・再編）

いじめ対策に関する協議体や学校・園いじめ対策委員会の開催、教員研修の充実等を通して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への組織的・迅速な対応を推進します。

[23] **総合質問紙調査（i-check）**…自己肯定感や学習習慣、人間関係、学級の様子などを把握し、学校生活の改善や児童・生徒理解に活用することを目的とした児童・生徒へのアンケート調査。

基本方針5	誰一人取り残さないきめ細かい教育を推進する

■現状と課題■

●不登校児童・生徒の増加や特別な支援を必要とする子どもの増加、日本語指導を必要とする児童・生徒への対応など、教育的ニーズはますます多様化しています。また、子どもたちを取り巻く環境や抱える課題は一人ひとり異なっており、子どもの声を丁寧に聴きながら、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

●本区では、学習支援教室「めぐろエミール[24]」を中心とした不登校支援や特別支援教育の充実、日本語指導の実施、教育相談体制の整備などに取り組み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めてきました。

●一方で、不登校の要因や背景は複雑・多様化しており、学校復帰のみを目標とせず、一人ひとりの状況に応じた多様な学びの場や居場所を確保し、人とのつながりを支えることが必要です。また、各学校のこれまでの取組を生かし、子どもの声を大切にしながら、安心して学び、過ごすことができる学校づくりを進めることが重要です。

●特別支援教育においては、引き続き合理的配慮[25]の提供に取り組み、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や多様な学びの場の充実を通して、インクルーシブ教育システム[26]を推進する必要があります。また、日本語指導を必要とする児童・生徒への支援の充実も重要です。

●さらに、子どもや家庭を取り巻く課題が複雑化する中、学校だけでは解決が難しいケースも増えています。このため、スクールカウンセラー[27]やスクールソーシャルワーカー[28]、こども家庭センター、医療・保健・福祉の関係機関、学校外の多様な学びや居場所等と連携し、子どもや保護者の意向を踏まえた切れ目のない支援を行うことが求められています。

●このため、不登校支援、特別支援教育、日本語指導及び教育相談体制を充実し、一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じた支援を通して、誰一人取り残さない教育を推進する必要があります。

---

[24] **めぐろエミール**…不登校児童・生徒等を対象として、一人ひとりの状況に応じた学習支援や相談支援を行い、安心できる居場所や多様な学びの機会を提供する区の学習支援教室。

[25] **合理的配慮**…障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

[26] **インクルーシブ教育システム**…障害のある者とない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。

[27] **スクールカウンセラー**…いじめや不登校の未然防止、集団不適応等の問題解決、発達障害等の支援並びに学校・園内の教育相談体制等の充実を図る、幼児児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。

[28] **スクールソーシャルワーカー**…不登校や虐待、非行等を解決するために、学校・園や家庭、関係機関との連携を図って、直接的・間接的に幼児児童生徒と関わり、困難な問題の解決を図る社会福祉士等の資格を有する者。

■推進施策■

不登校支援、特別支援教育、日本語指導及び教育相談体制の充実を図り、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を推進します。また、子どもの小さな SOS を早期に把握し、学校、家庭、関係機関が連携して、多様な学びの機会と安心できる居場所を確保します。あわせて、各学校のこれまでの取組を生かしながら、一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、全ての子どもが安心して学び、成長できる教育を推進します。

（13）	不登校児童・生徒への支援充実
（14）	インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進
（15）	日本語指導が必要な児童・生徒への対応
（16）	教育相談体制の充実

■成果指標■

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和１３年度）
知的障害特別支援学級の数	小学校	４校	6校
	中学校	２校	3校
小学校の校内別室の設置校数		３校	22 校
不登校児童・生徒のうち、学校内外の相談・支援につながっていない割合	小学校	1%	0%
	中学校	2%	0%
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人に相談できると回答した児童・生徒の割合	小学校	87.5%	95%
	中学校	72.8%	85%

※「相談・支援につながっていない」とは、学校教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談機関、学習支援教室、医療・福祉機関等による継続的な相談又は支援を一切受けていない状態をいう。

■具体的な実施策■

●推進施策（13） 不登校児童・生徒への支援充実

㊲不登校支援に関する連携体制の充実　【教育支援課】 新規

不登校対応巡回教員[29]、学習支援教室「めぐろエミール」、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども家庭センターその他の関係機関等による連絡会を開催し、不登校支援に関する取組や課題を共有するとともに、関係者間の連携を図り、支援の充実につなげます。

㊳めぐろエミールを拠点とした多様な学びの機会と安心できる居場所の確保

【教育支援課】 継続

不登校児童・生徒が安心して過ごし、自分のペースで学びや人との関わりを広げられる居場所としての機能を充実させます。また、一人ひとりの状況やニーズに応じた学習支援を行うとともに、学校や関係機関等と連携し、必要な支援につなぐことで、多様な学びの機会の確保を図ります。

㊴チャレンジクラス[30]の設置　【教育支援課】 新規

不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を設け、生徒の実態に応じた支援を行う「チャレンジクラス（不登校対応型校内分教室）」を設置します。

㊵校内教育支援センター[31]（校内別室指導）機能の整備・充実　【教育支援課】 新規

学校に登校できても教室に入りづらさを感じている児童・生徒や不登校状態にある児童・生徒が、学校生活を送りながら学びや人とのつながりを継続できるよう、学校内に教室以外の居場所機能を確保し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

---

[29] **不登校対応巡回教員**…不登校児童・生徒への支援の充実に向けて学校を巡回し、児童・生徒への支援や教職員への助言、関係者との連携・調整等を行う教員。

[30] **チャレンジクラス**…不登校生徒を対象に、柔軟な教育課程、ゆとりある時間割、少人数での指導等を行う不登校対応型校内分教室。

[31] **校内教育支援センター**…教室に入りづらさを感じている児童・生徒や不登校状態にある児童・生徒が、学校内で安心して過ごし、学習や相談、人とのつながりを継続できるようにする教室以外の居場所。

㊶不登校児童・生徒の保護者支援の充実　【教育支援課】 新規

不登校児童・生徒の保護者が孤立せず、子どもへの関わり方や相談先、多様な学び・居場所について理解を深められるよう、専門家による講演会や保護者同士の交流機会を設けます。また、区長部局や関係機関、学校外の居場所と連携し、子どもや保護者の意向や個々の状況に応じた相談・支援や進路支援につなげます。

●推進施策（14） インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進

㊷特別支援教室[32]での支援の質の向上と安定的な運営　【教育支援課】 継続

目黒区特別支援教育推進計画等に基づき、特別支援教室を安定的に運営し、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒への指導・支援の質の向上を図ります。
また、子どもや保護者の意向を踏まえて学校生活支援シート[33]及び個別の指導計画[34]を作成し、指導・支援の目標と内容を関係者間で共有するとともに、一人ひとりの成長や状況の変化に応じて定期的に評価・見直しを行います。

㊸特別支援教育支援員[35]の計画的な配置と効果的な活用　【教育支援課】 継続

小・中学校の通常の学級に在籍し、学習面・生活面で特別な支援を要する児童・生徒が、個々の状況に応じた支援を受けられるよう、特別支援教育支援員を計画的に配置し、効果的な活用を進めます。

㊹通常の学級と特別支援学級[36]・特別支援学校との交流及び共同学習[37]の推進
【教育支援課】 継続

障害の有無にかかわらず、児童・生徒が共に学び、互いに理解し支え合う力をはぐくむため、通常の学級と特別支援学級及び特別支援学校との交流及び共同学習の充実を図ります。

---

[32] **特別支援教室**…通常の学級に在籍する児童・生徒が、在籍学級での学習を基本としながら、障害による学習上又は生活上の困難を改善するため、巡回指導教員等による特別な指導を受ける場。

[33] **学校生活支援シート**…障害のある子ども等について、教育、医療、福祉等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫した支援を行うために作成する計画。

[34] **個別の指導計画**…子ども一人ひとりの教育的ニーズや実態を踏まえ、各教科等の指導目標、内容、方法等を具体的に示した計画。

[35] **特別支援教育支援員**…小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対して支援を行う者。

[36] **特別支援学級**…小学校、中学校等において、障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

[37] **交流及び共同学習**…障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に学ぶ学習活動。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

㊺小学校就学前ガイダンスの内容の充実　【教育支援課】 継続

保護者が就学に向けた見通しをもち、子どもの状況に応じた支援につながるよう、幼稚園、こども園、保育園等を訪問し、幼児の集団生活上の課題を把握するとともに助言を行い、円滑な小学校就学に向けた支援を行います。

㊻特別支援学級の新規設置　【教育支援課】 新規

原町小学校、下目黒小学校及び第十中学校に知的障害特別支援学級を新たに設置します。また、自閉症・情緒障害特別支援学級の新たな設置についても、今後必要性を見極めていきます。

㊼切れ目ない就学支援の充実　【教育支援課】 新規（統合・再編）

就学に当たって、就学相談や就学支援委員会を通じて、子どもや保護者へ必要な情報を提供し、その意向を踏まえながら、教育的ニーズに応じた学びの場の選択を支援します。また、就学後も学校や関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。

●推進施策（15） 日本語指導が必要な児童・生徒への対応

㊽日本語指導の実施　【教育指導課】 継続

日本語国際学級や日本語教室設置校における指導のほか、大学との連携・協力による日本語指導を実施します。

㊾日本語指導担当者間の情報共有　【教育指導課】 継続

日本語指導を担当する指導者を対象にした担当者連絡会を開催し、資質・能力の向上を図ります。

●推進施策（16） 教育相談体制の充実

㊿学校・園とこども家庭センター等との連携強化　【教育指導課】 継続

学校とこども家庭センター等の関係機関とが情報を共有しながら、連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげます。

51 児童虐待防止に関する研修の実施　【教育指導課】 継続

子どもたちを虐待から守るため、全校職員が児童虐待の早期発見のためのポイントや通告義務等についての理解を深める研修を実施します。

52スクールカウンセラー・教育相談員[38]による相談支援の充実と専門性の向上

【教育支援課】 新規（統合・再編）

スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制を充実させ、子どもの小さな SOS の早期把握と支援につなげます。また、研修等を通して専門性を高め、多様化・複雑化する相談に組織的に対応できる体制を整えます。

53スクールソーシャルワーカーによる福祉的支援の強化と関係機関との連携の推進

【教育支援課】 新規（統合・再編）

スクールソーシャルワーカーが、学校や家庭、関係機関等との連携・調整を行い、子どもや家庭の状況に応じた支援につなげます。また、研修等を通して専門性の向上を図り、福祉的な視点による支援を強化します。

[38] **教育相談員**…児童・生徒の学習、生活、人間関係、心身の状態等に関する相談に対応し、本人や保護者への助言、学校や関係機関との連携等を行う相談員。

基本方針6	幅広い参加や体験を通して、多様な人や社会とかかわる力を育てる

■現状と課題■

●子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、実体験の不足や人との関わりの希薄化が指摘されています。変化の激しい社会を生きる子どもたちには、学校での学習だけでなく、自然、文化・芸術、地域社会、多様な人々との関わりを通して、豊かな感性や社会性、協働する力を身に付けることが求められています。

●本区では、自然宿泊体験教室[39]や連合行事、職場体験学習、福祉体験活動、小・中学校の交流活動など、多様な体験活動を実施しており、これらの活動は、子どもたちが学校や地域の枠を超えて多様な価値観に触れ、自らの視野を広げる機会となっています。また、学校行事や体験活動を通して仲間との関係を深め、達成感や協働する喜びを実感することは、豊かな人間関係の形成や社会性の育成にもつながっています。

●一方で、少子化や地域社会の変化により、異年齢集団や多様な立場の人々と関わる機会は減少しています。また、デジタル化の進展により、実際に人や自然、地域社会と関わる体験の重要性が一層高まっています。加えて、体験活動については、教育的効果を高めるとともに、持続可能な実施体制を確保していくことが求められています。

●このため、自然体験や文化・芸術体験、職場体験、福祉体験など多様な体験活動の充実を図るとともに、異学年や異校種、地域社会との交流を通して、多様な人々と協働しながら社会と関わる力を育成していく必要があります。

■推進施策■

自然や文化・芸術に触れる体験活動や、地域社会、多様な人々との交流活動を通して、豊かな感性や社会性、協働する力を育成します。また、職場体験や福祉体験等を通して社会とのつながりを実感し、自らの役割や将来について考えながら主体的に社会と関わる力をはぐくみます。

（17）	自然や文化・芸術に触れる体験活動の推進
（18）	連合行事等の推進
（19）	異学年や異校種、多様な人々との関わりを通した体験活動の推進

[39] **自然宿泊体験教室**…教育課程の一環として、学校内における日常的な指導では十分な効果をあげることができない内容について学習するため、小学校第４学年から中学校第１学年までを対象として実施している宿泊を伴う体験教室。

■成果指標■

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和１３年度）
学校行事や児童会・生徒会活動、クラブ活動・部活動等の特別活動で充実感を得ていると回答した児童・生徒の割合	小学校	92.8%	95%
	中学校	92.1%	95%

■具体的な実施策■

●推進施策（17） 自然や文化・芸術に触れる体験活動の推進

54自然宿泊体験教室事業の実施　【学校運営課】 新規（統合・再編）

「自然宿泊体験教室事業実施方針」（令和9年1月改定予定）の内容を踏まえ、教育活動の一環として、自然環境を生かした体験活動と集団生活を通じ、自律心や規範意識等の育成を図るため、自然宿泊体験教室を実施します。

55校外宿泊施設の見直し　【学校運営課】 新規

限られた資源の有効活用を図りながら、持続可能で実効性の高い自然宿泊体験教室の実施体制を構築するため、社会状況や利用実態の変化を踏まえ、校外宿泊施設の今後のあり方を検討します。

●推進施策（18） 連合行事等の推進

56連合行事の実施　【教育指導課】 新規（統合・再編）

連合音楽会、中学校連合体育大会、連合展覧会、音楽鑑賞教室及び演劇鑑賞教室を実施します。また、特別支援学級（知的・肢体）に在籍する児童・生徒を対象に特別支援学級連合運動会を実施します。

●推進施策（19） 異学年や異校種、多様な人々との関わりを通した体験活動の推進

57職場体験学習の実施

【教育指導課】 継続

社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、区内にある事業所等と連携し、中学校第2学年で職場体験学習を実施します。

58福祉体験活動、ボランティア活動の推進

【教育指導課】 継続

目黒区社会福祉協議会や福祉施設等と連携した福祉体験活動や各学校のボランティア活動を推進します。

59小・中学校の連携・交流

【教育指導課】 継続

中学校区ごとに作成する「小・中連携子ども育成プラン[40]」に基づき、児童・生徒の発達や学びの連続性を踏まえ、小学校教員と中学校教員が一同に会して協議を行うことで連携を図ります。また、児童と生徒の交流活動や中学校教員による出前授業や部活動体験などを通して、児童に対して区立中学校の魅力を伝えていきます。

[40] **小・中連携子ども育成プラン**…各中学校区の小学校と中学校が共同で作成する小・中の９年間を見通した教育計画で地域の学校として育てたい子ども像やその具体的な取組を示したもの。毎年度見直しを図りながら連続性のあるカリキュラムに取り組み、児童・生徒間の交流や教員間の交流などの連携を具体的に進めることを目的とする。

基本方針7	健やかな体を育て、健康に生活する力をはぐくむ

■現状と課題■

●子どもたちが生涯にわたって健康で活力ある生活を送るためには、体力の向上や望ましい生活習慣の確立、心身の健康の保持増進を図ることが重要です。また、変化の激しい社会をたくましく生きていくためには、健康や安全について正しく理解し、自らの健康を管理する力を身に付けることが求められています。

●本区では、学校健康トレーナー[41]の派遣や「めぐろ元気あっぷ教室[42]」の開催、小児科医等による健康相談、食育の推進などを通して、子どもたちの健やかな体の育成に取り組んできました。

●一方で、生活様式の変化や運動機会の減少、生活習慣の多様化などにより、体力や健康状態に課題を抱える子どもも見られます。また、心身の健康に関する課題は多様化しており、子どもたちが健康について正しい知識を身に付け、主体的に健康づくりに取り組む力を育成することが求められています。

●さらに、食生活を取り巻く環境が変化する中、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うことが重要となっています。

●このため、体育・健康教育の充実を図るとともに、学校保健、学校給食及び食育を一体的に推進し、自ら健康を管理し、健康な生活を実践する力を育成していく必要があります。

■推進施策■

体育・健康に関する指導の充実を図るとともに、学校保健や学校給食、食育を通して健康で安全に生活する力を育成します。また、生涯を通じて健康で活力ある生活を営むことができる資質・能力をはぐくみます。

（20）	体育健康教育の充実
（21）	学校保健、学校給食、食育の充実

[41] **学校健康トレーナー**…健康課題（肥満や体力不足等）のある児童の健康課題改善に資するため、各小学校で巡回指導等を行う健康運動指導士又は保健体育一種免許等を有する者（区の会計年度任用職員）。

[42] **めぐろ元気あっぷ教室**…区立小学校の児童を対象とした事業で、学校健康トレーナーが子どもたちの健康状態や体力に合わせた運動プログラムを作成し、一緒に運動することで健康課題の改善に取り組む健康教室。

■成果指標■

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和１３年度）
健康に気を付けた生活をしていると回答した児童・生徒の割合	小学校	82.9%	95%
	中学校	86.8%	95%

■具体的な実施策■

●推進施策（20） 体育健康教育の充実

60学校健康トレーナーの学校派遣　【学校運営課】 継続

学校健康トレーナーを全小学校へ定期的に派遣し、教員と連携を図り、一人ひとりの課題に応じた運動指導や健康観察、体育の授業での補助を行います。

61「めぐろ元気あっぷ教室」の開催　【学校運営課】 継続

健康課題（肥満・体力不足等）がある児童を対象に「めぐろ元気あっぷ教室」を開催し、課題の改善に取り組みます。また、適宜、食育推進指導員（管理栄養士）による栄養相談、小児科医による相談事業等を行います。

62めぐろ ここカラダ月間[43]　【教育指導課】 新規（統合・再編）

「めぐろ ここカラダシート」や体力テスト結果の活用を通して、児童・生徒が自らの健康や体力の状況を把握し、主体的な健康づくりと体力向上を推進します。

●推進施策（21） 学校保健、学校給食、食育の充実

63食育指針に基づく食育の推進　【学校運営課】 継続

「学校（園）における食育指針」に基づき、幼稚園・こども園、小・中学校での食育の推進を図ります。

[43] **めぐろ ここカラダ月間**…東京都統一体力テスト実施月間である６月、東京都体力向上努力月間である 10 月、新しく年が始まる１月を「めぐろここカラダ月間」として、「めぐろここカラダシート」を活用して自己の健康や体力について振り返る時間を設定する。

64特別給食の実施　【学校運営課】継続

食文化の伝承を図るため、日本各地の郷土料理や行事食、世界の食文化を理解するための他国の料理等の特別給食を小・中学校で実施します。

時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

●生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な発展や、価値観、学び方の多様化など、学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化に対応し、子どもたち一人ひとりが安心して学び、自らの可能性を伸ばしていくためには、教育活動の内容を充実させるとともに、それを支える教育課程、教員、学校組織及び施設・設備等の教育基盤を整えることが重要です。

●本区では、学校や地域、児童・生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の編成を推進し、生み出した時間を活用した探究的な学習や個に応じた指導、特色ある教育活動等の充実を図ります。また、社会の変化や多様化する教育課題に対応できるよう、教員の専門性と実践的な指導力を高め、主体的に学び続ける教員の育成を進めます。

●あわせて、子どもたちが安全で快適な環境の中で、多様な学習活動に取り組むことができるよう、学校施設の計画的な更新や維持管理、ICT環境の整備等を進め、時代の変化や教育上のニーズに対応した教育環境の充実を図ります。

●こうした取組を通して、子どもたちの資質・能力の育成と学びの充実を支えるとともに、子どもたちと教職員がいきいきと学び、活動できる、持続可能で質の高い学校教育の実現を目指します。

・基本方針8　柔軟な教育課程の編成により、学校教育の一層の充実を図る
・基本方針9　これからの教育を担う優れた教員を育成する
・基本方針 10　学校マネジメントを機能させた活力ある学校づくりを推進する
・基本方針 11　充実した学校生活を送るための施設・設備等を整備する

基本方針8	柔軟な教育課程の編成により、学校教育の一層の充実を図る

■現状と課題■

●社会の変化や教育課題の多様化が進む中、学校には学習指導要領の趣旨を踏まえながら、児童・生徒や地域の実態に応じた特色ある教育活動を展開し、教育の質の向上を図ることが求められています。また、探究的な学びや体験活動の充実、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進など、これからの時代に求められる学びを実現するため、教育課程を柔軟に編成することが重要となっています。

●本区では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、文部科学省の研究開発学校の指定を受けて取り組んできた成果を踏まえ、小学校における40分授業午前5時間制、中学校における45分授業を推進するなど、柔軟な教育課程の編成に取り組んできました。これにより、生み出した時間を活用し、児童・生徒の学びと生活の質の向上を図っています。

●一方で、児童・生徒の興味・関心や学び方は一人ひとり異なっており、探究的な学びや体験活動の充実、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進など、新たな教育課題への対応が求められています。また、各学校が特色を生かした教育活動を展開しながら、持続的に教育の質を高めていくためには、教育課程を不断に見直し、改善していくことが重要です。

●このため、学校や地域、児童・生徒の実態を踏まえ、各学校が創意工夫ある教育活動を効果的に展開できるよう、柔軟な教育課程の編成・実施を進めるとともに、その成果や課題を踏まえて教育課程を継続的に改善していく必要があります。

■推進施策■

学校や地域の特色、児童・生徒の実態を踏まえ、各学校が教育活動を効果的に展開できるよう、柔軟な教育課程の編成・実施を推進します。また、授業時間の工夫により生み出した時間を有効に活用し、探究的な学びや体験活動、個に応じた指導、特色ある教育活動等の充実を支えるとともに、教育課程を継続的に改善することで、学校教育の質の向上を図ります。

（22）	柔軟な教育課程の編成による教育の質の向上

■成果指標■

指標名		現状値 （令和８年度）	目標値 （令和１３年度）
授業は自分にあった教え方、教材、学習の時間などになっていますか	小学校	82.3%	85%
	中学校	83.4%	85%
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか	小学校	79.0%	85%
	中学校	82.1%	85%

■具体的な実施策■

●推進施策（22） 柔軟な教育課程の編成による教育の質の向上

65指導資料（「目黒区授業改善の手引き」等）の活用 ※再掲 【教育指導課】 継続

「目黒区授業改善の手引き」、「新学習指導要領を踏まえた指導資料」等の各種指導資料を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。

66柔軟な教育課程の編成・実施 【教育指導課】 継続

学校の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施を推進する取組の一つとして、小学校における 40 分授業午前 5 時間制や中学校における 45 分授業などの授業時数の工夫を行い、創出した時間を活用して、探究的な学習の充実、個に応じた指導の充実、特色ある教育活動の展開、教員の授業研究・研修の充実等を図ります。

基本方針９	これからの教育を担う優れた教員を育成する

■現状と課題■

●少子化やグローバル化の進展、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な発展、不登校児童・生徒や特別な支援を必要とする子どもの増加など、学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化に対応しながら、一人ひとりの子どもの可能性を最大限に引き出していくためには、高度な専門性や実践的な指導力のある教員の育成が求められています。

●本区では、教育開発指定校における研究成果の活用や授業改善に関する研修、ICT活用推進研修等を通して、教員の資質・能力の向上に取り組んできました。また、授業リーダー・授業アドバンサーの活用により、優れた実践や知見を共有しながら授業改善を推進しています。

●一方で、教育課題の複雑化・多様化が進む中、教員には学習指導だけでなく、生活指導、特別支援教育、人権教育、ICT活用、不登校支援など幅広い知識や対応力が求められています。また、子どもの人権を尊重し、一人ひとりに寄り添った指導を行うためには、教員が主体的に学び続けながら専門性を高めていくことが重要です。さらに、生成AIをはじめとする新たな技術の進歩に対応し、その特性を理解した上で適切に教育活動へ活用する力も求められています。

●このため、教員一人ひとりが主体的に自身の資質・能力を高めることができる環境を整えるとともに、研究・研修の充実を通して専門性や実践的指導力の向上を図る必要があります。あわせて、高い倫理観と使命感をもち、子ども、保護者及び地域から信頼される教員の育成を推進していくことも大切です。

■推進施策■

教員一人ひとりが子どもたちの学びと成長を支える専門職として、主体的に学び続けることができる環境づくりを進めるとともに、研究・研修の充実を通して実践的な指導力や専門性の向上を図ります。また、高い倫理観と使命感をもった教育公務員としての資質を育成し、人権尊重の視点に立った教育活動の推進と服務規律の確保を図ることで、子ども、保護者及び地域から信頼される教員を育成します。

（23）	教員に求められる資質・能力を向上させる研究・研修の充実
（24）	教職員が教育公務員の自覚を高める取組の充実

■成果指標■

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和１３年度）
授業の内容が分かると回答した児童・生徒の割合（再掲）	小学校	92.6%	95%
	中学校	84.0%	90%
教員の専門性と協働性及び教育公務員としての自覚を高める取組が行われていると回答した教職員の割合		98.1%	100%

■具体的な実施策■

●推進施策（23） 教員に求められる資質・能力を向上させる研究・研修の充実

67教育開発指定校の研究成果等の活用 ※再掲 【教育指導課】 継続

教育課題や学校等の課題の解決を図るため、教育開発指定校を指定し、指導方法等に関する研究を推進するとともに、研究発表会等を通して、成果を区立学校・園に普及します。

68校内研究への支援 【教育指導課】 新規

各学校における校内研究を支援するため、講師を招へいするための報償費や消耗品、印刷製本、書籍購入等の予算を措置します。

69ICT活用推進研修の充実 【教育指導課】 継続

教員一人ひとりの ICT 活用能力に応じた研修を実施します。また、各学校のICT活用推進リーダーを中心とした校内研修を充実させ、教員のICT活用能力の向上を図ります。

70教員研修冊子の活用 【教育指導課】 継続

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を適切に行うために、教員研修冊子「目黒区立学校・園いじめ問題対策」を活用した「いじめに関する研修」を実施します。

71教職員合同研修会・連絡会の実施 【教育指導課】 継続

区内公私立の小学校就学前施設と区立小学校の合同研修会や連絡会を実施します。

72柔軟な教育課程の編成・実施 ※再掲 【教育指導課】 継続

学校の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施を推進する取組の一つとして、小学校における 40 分授業午前 5 時間制や中学校における 45 分授業などの授業時数の工夫を行い、創出した時間を活用して、探究的な学習の充実、個に応じた指導の充実、特色ある教育活動の展開、教員の授業研究・研修の充実等を図ります。

73授業リーダー・授業アドバンサーの活用 【教育指導課】 新規

認定制度を活用し、授業研究や実践交流を通して専門性を高めるとともに、公開授業や研修等を通して授業改善を推進する中核人材を育成し、目黒区全体の授業力向上を図ります。

74職層・教育課題に対応した研修の実施 【教育指導課】 新規(統合・再編)

年次・職層に応じた研修とともに、教育課題に対応した研修を意図的・計画的に実施し、教員一人ひとりの資質・能力の向上を図ります。

●推進施策(24) 教職員が教育公務員の自覚を高める取組の充実

75服務事故防止研修の実施 【教育指導課】 新規

e ラーニング[44]を活用した服務事故防止に関する研修を行い、教職員一人ひとりのコンプライアンス意識及び服務規律の確保に対する意識の向上を図ります。

[44] **e ラーニング**…情報通信技術を用いて行う学び。

基本方針 10	学校マネジメントを機能させた活力ある学校づくりを推進する

■現状と課題■

●学校を取り巻く環境は、教育課題の多様化・複雑化に加え、地域や保護者からの期待の高まり、不登校や特別な支援を必要とする子どもへの対応、ICT活用の推進など、大きく変化しています。そのため、学校には組織として教育活動の質を高めるとともに、地域や家庭と連携しながら学校運営を進めることが求められています。

●本区では、柔軟な教育課程の編成や教科担任制の推進、学校・園評価の実施などを通して、特色ある学校づくりや教育活動の充実に取り組んできました。また、スクール・サポート・スタッフ[45]や副校長補佐等の配置により、学校運営を支える体制の整備を進めています。

●一方で、教職員が担う業務は増加しており、学校運営を持続可能なものとするためには、組織的なマネジメント機能の強化と働き方改革の一層の推進が必要となっています。また、教職員が専門性を発揮しながら、子どもたちと向き合う時間を確保する環境づくりが求められています。

●さらに、教育活動の充実を図るためには、学校が目標や課題を共有しながら組織的に運営されるとともに、学校・家庭・地域との信頼関係を深め、開かれた学校づくりを進めていくことが重要です。

●このため、学校評価[46]や教育課程の改善を通して学校マネジメント[47]の充実を図るとともに、働き方改革や教職員の健康確保を推進し、魅力と活力にあふれた持続可能な学校づくりを進めていく必要があります。

---

[45] **スクール・サポート・スタッフ**…教員が児童・生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、学習プリントの印刷、資料整理、授業準備等の補助的業務を行う職員。

[46] **学校評価**…次年度以降の教育課程や学校運営の改善に資するため、学校教育法に基づき行う評価。具体的には保護者、児童・生徒、教職員、地域の４者による学校評価のためのアンケートの結果を基に各学校で自己評価を行った上で、各学校に設置する「学校評価委員会」による学校関係者評価を行い、当該自己評価の妥当性や客観性を高めている。

[47] **学校マネジメント**…学校が教育目標の実現に向け、人的・物的資源を効果的に活用し、教育課程や学校運営を組織的・継続的に改善していくこと。

■推進施策■

学校が教育目標の実現に向けて組織的かつ効果的に運営できるよう、学校マネジメントの充実を図るとともに、学校・家庭・地域との信頼関係を深め、特色と魅力のある学校づくりを推進します。また、働き方改革や教職員の健康保持・増進に取り組み、教職員が意欲とやりがいをもちながら教育活動に専念できる環境を整備します。

（25）	学校の組織的な運営力の強化
（26）	学校における働き方改革等の推進
（27）	児童・生徒の意見を生かした教育活動の推進

■成果指標■

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和１３年度）
組織的に業務の効率化・最適化を目指して取り組んでいると回答した教職員の割合		98.1%（令和７年度）	100%
あなたの学級では学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか。	小学校	84.2%（令和８年度）	90%
	中学校	88.8%（令和８年度）	90%

■具体的な実施策■

●推進施策（25） 学校の組織的な運営力の強化

76柔軟な教育課程の編成・実施 ※再掲　　【教育指導課】 継続

学校の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施を推進する取組の一つとして、小学校における 40 分授業午前 5 時間制や中学校における 45 分授業などの授業時数の工夫を行い、創出した時間を活用して、探究的な学習の充実、個に応じた指導の充実、特色ある教育活動の展開、教員の授業研究・研修の充実等を図ります。

77小学校における教科担任制等の推進　※再掲　【教育指導課】 継続

すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びをより一層充実させるため、教員を加配し、学級担任が教科を分担し、学年の各学級の授業を担当する教科担任制や交換授業を推進します。

78学校・園評価のためのアンケートの実施・公表に基づく学校運営の改善

【教育指導課】 新規（統合・再編）

学校評価の結果を学校運営や教育課程の改善・充実に生かすとともに、改善内容や成果を保護者・地域に分かりやすく発信し、学校・家庭・地域が連携した教育活動の充実を図ります。

●推進施策（26） 学校における働き方改革等の推進

79目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラムの推進

【教育政策課・教育指導課】 新規

「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」に基づき、スクール・サポート・スタッフや副校長補佐等の活用による業務負担の軽減、勤務環境の改善、長時間勤務の縮減及び教職員の健康確保に向けた取組を総合的に推進し、教職員一人ひとりが心身ともに健康で意欲をもって教育活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。

80教職員の勤務時間の実態把握と健康確保に向けた取組　【教育指導課】 継続

勤務状況を適切に把握するとともに、業務改善や意識改革を進め、長時間勤務の縮減と働きやすい職場環境の実現を図ります。

●推進施策（27） 児童・生徒の意見を生かした教育活動の推進

81児童・生徒の意見を生かした教育活動の推進

【教育指導課】 新規

児童・生徒の意見表明の機会を確保するとともに、その意見を学校運営や教育活動に反映します。子どもが自ら考え、意見を伝え、学校づくりに参画する取組を通して、子どもが主体的に学び、安心して過ごすことのできる学校づくりを進めるとともに、子どもの参画意識や自己肯定

感の向上を図ります。

基本方針11	充実した学校生活を送るための施設・設備等を整備する

■現状と課題■

●学校施設は、子どもたちが一日の多くの時間を過ごし、学びや成長を支える重要な教育環境です。また、災害時には地域の避難所としての役割も担うことから、安全性や機能性を確保するとともに、多様な学習活動や教育的ニーズに対応できる教育環境を整備していくことが求められています。

●本区では、学校施設更新計画に基づき、向原小学校・鷹番小学校・下目黒小学校・大岡山小学校の施設更新を進めるとともに、目黒南中学校及び目黒西中学校の新校舎整備に取り組んでいます。また、複数校の改築を効率的かつ計画的に進めるため、常設仮校舎[48]の整備を進めています。

●さらに、区独自の学習指導講師や学習指導員、観察実験支援員等を配置するとともに、ICT環境の整備を進め、教育活動を支える環境の充実を図っています。

●一方で、多くの学校施設が更新時期を迎える中、近年の資材価格やエネルギー価格の上昇、人件費の高騰等の影響により、建設コストの増加や入札不調の発生など、学校施設整備を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのため、教育環境の質を確保しながら、事業費の縮減や事業の平準化を図り、計画的かつ持続可能な施設整備を進めていくことが求められています。

●また、個別最適な学びと協働的な学びの実現、特別な支援を必要とする子どもへの配慮、防災機能の向上、生成AIをはじめとするデジタル技術の活用など、学校施設やICT環境に求められる役割は今後ますます大きくなっています。安全で快適な学習環境を確保するとともに、変化する教育課題や社会的要請に対応した教育環境を整備していく必要があります。

●このため、学校施設の計画的な更新及び維持管理を進めるとともに、人的支援やICT環境の充実を図りながら、質の高い学校教育を支える教育環境を総合的に整備していく必要があります。

[48] **常設仮校舎**…複数の学校施設の改築期間中に、児童・生徒が継続的に使用できるよう、一定期間設置・活用する仮校舎。改築ごとに仮校舎を整備する場合と比べ、教育環境の確保と事業の効率化を図るもの。

■推進施策■

子どもたちが安全で快適な環境の中で主体的に学び、充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設の計画的な更新や維持管理を推進します。また、多様な学習活動や教育的ニーズに対応した教育環境の整備を進めるとともに、ICT環境の充実を図り、質の高い学校教育を支える環境づくりを推進します。さらに、社会経済情勢の変化を踏まえながら、効率的かつ持続可能な施設整備を進めます。

（28）	質の高い学校教育を支える環境、施設・設備等の整備

■成果指標■

指標名	現状値 （令和８年度）	目標値 （令和１３年度）
学校施設の更新着手件数（累計）	5件	8件

■具体的な実施策■

●推進施策（28） 質の高い学校教育を支える環境、施設・設備等の整備

82区の補助的教員の配置・活用　【教育指導課】 継続

区独自の学習指導講師や学校教育支援員を配置し、ティーム・ティーチング[49]等による指導を通して、個に応じた学習指導の充実を図ります。

83観察実験支援員の配置・活用　【教育指導課】 継続

観察実験支援員の活用により、理科の授業における観察や実験の学習を充実させ、確かな学力の定着を図ります。

84学校施設の更新　【学校施設計画課】 拡充

向原小学校、鷹番小学校、下目黒小学校、大岡山小学校の順に、学校施設の更新に取り組みま

[49] **ティーム・ティーチング**…各教科等の授業において、担当の教員とティームを組む他の教員が入り、児童・生徒の習熟度に合わせて、担任教師を助力して行う授業形態。

す。

85常設仮校舎を活用した施設更新　【学校施設計画課】 新規

複数校の施設更新に活用する基盤整備として常設仮校舎を整備し、改築期間中における良好な教育環境の確保と事業の効率化を図ります。

86目黒南中学校・目黒西中学校の新校舎整備　【学校施設計画課】 新規（統合・再編）

「第七中学校・第九中学校及び第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針」に基づき、目黒南中学校及び目黒西中学校の新校舎整備を進めます。

87学校ICT環境整備と最適化の実施　【学校ICT課】 新規（統合・再編）

区立全小・中学校の校務系・学習系システムの端末及びネットワーク統合を進めるとともに、セキュリティを確保しつつ、クラウドサービス[50]や生成AIを十分に活用できるICT環境整備及び支援の充実を目指します。

[50] **クラウドサービス**…インターネット等のネットワークを通して、データの保存、ソフトウェア、情報処理機能等を利用するサービス。

家庭や地域とともにすすめる教育の推進

●子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、一人ひとりの健やかな成長を支えていくためには、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関等がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働し、社会全体で子どもたちをはぐくんでいくことが重要です。また、子どもたちが多様な人々との関わりや地域とのつながりを通して学ぶことは、豊かな人間性や社会性をはぐくみ、自らが社会の一員として生きていく力を身に付けることにもつながります。

●本区では、学校運営協議会[51]と地域学校協働活動[52]を一体的に推進し、学校・家庭・地域が教育目標や課題を共有しながら、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを進めます。また、地域の人材や企業、大学、文化・スポーツ団体等の多様な教育資源を活用した教育活動を充実させることで、子どもたちが実社会とのつながりを実感しながら学ぶ機会の充実を図ります。

●さらに、家庭教育への支援や部活動の地域連携・地域展開を推進するとともに、防犯・防災教育の充実や安全・安心な学校づくり、放課後の居場所づくりを進めます。学校・家庭・地域が連携しながら子どもたちの安全を確保するとともに、多様な体験や交流の機会を提供することで、安心して成長できる環境を整備します。

●こうした取組を通して、学校・家庭・地域がパートナーとして協働しながら子どもたちの学びと成長を支え、地域への愛着と誇りをはぐくむとともに、社会の一員として未来を担う子どもたちを育成します。

・基本方針 12　地域・社会の教育資源を活用し、子どもを支え伸ばす教育活動を推進する
・基本方針 13　学校での安全を確保し、子どもたちが安心して過ごすことができる環境を整備する

[51] **学校運営協議会**…地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づき、教育委員会により任命された保護者や地域の方などの委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」という。

[52] **地域学校協働活動**…幅広い地域住民等の参加を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

基本方針12	地域・社会の教育資源を活用し、子どもを支え伸ばす教育活動を推進する

■現状と課題■

●子どもたちを取り巻く環境や教育課題が多様化・複雑化する中、子どもたちが健やかに成長し、豊かな学びを実現するためには、学校だけでなく家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して子どもをはぐくむことが重要です。

●本区では、地域人材や関係団体等の協力を得ながら教育活動を実施するとともに、学校と地域の連携による様々な取組を進めてきました。また、学校運営協議会の設置や地域学校協働活動の導入に向けた検討を進めるなど、地域とともにある学校づくりに取り組んでいます。

●一方で、子どもたちの体験活動や学びの機会をさらに充実させていくためには、地域の人材や企業、大学、関係団体など、多様な教育資源をより効果的に活用していく必要があります。また、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、家庭教育を支援する取組や地域全体で子どもを支える仕組みの充実も求められています。

●さらに、部活動や特設クラブ活動については、子どもたちの自主性や協調性をはぐくむ重要な教育活動である一方、指導人材の確保や活動の持続可能性が課題となっています。そのため、学校と地域が連携しながら持続可能な活動体制を構築していく必要があります。また、子どもたちが地域の活動や課題解決に関心を持ち、自ら地域や社会をより良くするために行動しようとする当事者意識をはぐくむことも重要となっています。

●このため、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、家庭や地域、関係機関との連携を一層深め、多様な教育資源を活用した教育活動の充実を図り、社会全体で子どもたちの学びと成長を支えていく必要があります。

■推進施策■

学校・家庭・地域が教育目標や課題を共有しながら連携・協働し、地域とともにある学校づくりを推進します。また、地域人材や企業、大学、関係団体などの多様な教育資源を活用し、子どもたちの学びや体験活動の充実を図ります。さらに、家庭教育への支援や部活動等の地域連携を進め、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりを推進します。

（29）	学校・家庭・地域で子どもたちの成長を支える体制の整備
（30）	家庭の教育力向上のための支援
（31）	持続可能な部活動の推進

■成果指標■

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和１３年度）
地域や社会をよくするために何かしてみたいと回答した児童・生徒の割合	小学校	72.4%	85%
	中学校	74.9%	85%
地域と連携した教育活動が行われていると回答した地域関係者の割合		87.0%	95%

■具体的な実施策■

●推進施策（29） 学校・家庭・地域で子どもたちの成長を支える体制の整備

88学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進　【生涯学習課】 継続

「地域とともにある学校づくり」を目指して、令和 7 年度から区立学校・園への学校運営協議会の設置を順次進め、併せて、「学校を核とした地域づくり」を推進するため、「地域学校協働活動」を一体的に推進しています。
令和9年度までに区立学校・園の半数に、令和 11 年度までに全ての区立学校・園に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール[53]とすることを目標としています。

89 放課後等における子どもの居場所づくりと多様な体験機会の充実
【生涯学習課・放課後子ども対策課】 継続

地域と学校の協力により、放課後や学校休業日に学校施設等において、子どもの安全な居場所を確保するとともに、子どもが地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供します。

[53] **コミュニティ・スクール**…学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」という。

●推進施策（30） 家庭の教育力向上のための支援

90家庭教育講座の実施及び実施支援　【生涯学習課】 新規

家庭の自主性を尊重しつつ、子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けた家庭教育講座・講演会を実施します。また、小・中学校PTAが実施する家庭教育に関する講座に指導者を派遣します。

●推進施策（31） 持続可能な部活動の推進

91部活動の地域展開等の推進　【教育政策課】【教育指導課】 新規

子どもたちが将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、持続可能で多様な活動環境を整備する必要があることから、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させながら、学校、地域、関係団体等との連携を強化し、地域クラブ活動への展開など、地域の実情に応じた取組を段階的に推進します。

92 中学校部活動及び小学校特設クラブ活動への支援　【学校運営課】 新規（統合・再編）

中学校部活動及び小学校特設クラブ活動は、児童・生徒の自主性や協調性等を育成する重要な教育活動である一方、教員の負担増や指導人材の確保などの課題があることから、外部指導者の活用や育成、活動環境の整備を一体的に推進し、学校と地域が連携した持続可能な活動体制の構築に向けた支援を行います。

基本方針13	学校での安全を確保し、子どもたちが安心して過ごすことができる環境を整備する

■現状と課題■

●近年、自然災害の激甚化・頻発化や犯罪の多様化、交通事故の発生、猛暑による熱中症リスクの高まりなど、子どもたちの安全・安心を取り巻く環境は大きく変化しています。子どもたちが自らの命を守り、安全に行動できる力を身に付けるとともに、安心して学び、生活できる環境を整備することが重要となっています。

●本区では、生命（いのち）の安全教育やセーフティ教室、防災教育、避難訓練、自転車安全教室などを実施するとともに、通学路の安全対策や「こども 110 番の家[54]」、熱中症対策等を通して、安全・安心な学校づくりを進めてきました。また、「目黒区立学校・園熱中症対策ガイドライン」に基づき、熱中症予防策の徹底を図り、子どもたちの健康と安全の確保に取り組んでいます。

●一方で、大規模地震や風水害をはじめとする自然災害への備えを強化するとともに、SNS 等に起因する犯罪やトラブル、防犯対策、交通安全対策など、新たな課題にも対応していく必要があります。また、地球温暖化の影響等により猛暑が常態化する中、熱中症リスクへの対応はこれまで以上に重要となっており、教育活動と安全確保の両立を図りながら、子どもたちの健康を守る取組を継続していくことが求められています。さらに、子どもたち一人ひとりが危険を予測し、自ら判断して行動する力を育成することが重要です。

●さらに、共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、放課後や学校休業日における安全・安心な居場所の確保と、多様な体験活動や交流活動の機会の充実が求められています。地域との連携のもと、子どもたちが安心して過ごしながら成長できる環境を整備していくことが重要です。

●このため、安全教育及び防災教育の充実を図るとともに、安全・安心な学校づくりを推進し、子どもたちの安全確保に取り組む必要があります。また、放課後の居場所づくりや体験活動の充実を図り、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境を整備していく必要があります。

[54] **こども 110 番の家**…地域の家庭や事業所等の協力により、「こども 110 番の家」と表示したステッカーを掲示し、子どもが身に危険を感じた時に駆け込み、助けを求められる場所。

■推進施策■

安全教育や防災教育の充実を図り、子どもたちが自ら危険を予測し、主体的に安全な行動をとることができる力を育成します。また、学校・家庭・地域が連携しながら、安全・安心な学校づくりを推進するとともに、熱中症対策をはじめとする健康・安全対策の充実を図ります。さらに、放課後や学校休業日における安全な居場所と多様な体験活動の機会を確保し、子どもたちが安心して成長できる環境を整備します。

（32）	安全教育・防災教育の推進
（33）	安全・安心な学校づくり
（34）	放課後の子どもの居場所づくり

■成果指標■

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和１３年度）
学校が災害時に安全を守るための知識や対処方法を身に付けさせる指導を行っていると回答した保護者の割合		91.5%	95%
災害時に自分の安全を守るため、適切に行動できると回答した児童・生徒の割合	小学校	95.1%	100%
	中学校	95.3%	100%

■具体的な実施策■

●推進施策（32） 安全教育・防災教育の推進

93生命（いのち）の安全教育の実施　　【教育指導課】 継続

区立幼稚園・こども園、小・中学校において、生命（いのち）の安全教育を実施できるよう、系統的な学習計画や、指導案例、教材等をまとめた生命（いのち）の安全教育に関する資料を活用し、発達段階に応じた指導を行います。

94 セーフティ教室等の実施　【教育指導課】 継続

家庭・学校・地域社会の連携によるセーフティ教室[55]を実施し、非行・犯罪被害防止教育を推進します。また、小学校第1学年全児童を対象に防犯教育プログラムを実施します。

95 地域安全マップ[56]の作成　【教育指導課】 継続

子どもたちの安全への意識を高めるために、犯罪被害防止能力の向上に有効な地域安全マップづくりを行い、保護者、地域を含めた地域ぐるみの安全推進を図ります。

96 普通救命講習会の実施　【教育政策課】 継続

AED[57]の操作方法や心肺蘇生法など、正しい救急救命の方法を学ぶとともに、社会の一員としての責任感をはぐくみ、地域での防災活動にも貢献できるようにします。

97 学校・園防災マニュアルの活用　【教育政策課】 継続

区の地域防災計画の改定などを契機に学校・園防災マニュアルを更新し、これを指針として各校・園においても独自防災マニュアルの見直しを行います。

98 実践的な避難訓練の実施　【教育指導課】 拡充

予期せぬ事態に備えるため、具体的な場面（火災発生、地震発生、風水害発生、不審者侵入等）を想定した、実践的な避難訓練を実施します。また、消防署もしくは消防団を招へいした避難訓練を年1回以上実施します。

99防災教育教材の活用　【教育指導課】 継続

「防災ノート～災害と安全～[58]」、「東京マイ・タイムライン[59]」を活用し、災害、風水害からの避難

---

[55] **セーフティ教室**…小・中学校において児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るために行う、保護者・区民の参加等、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育。

[56] **地域安全マップ**…様々な危険が子どもを取り巻く中、子ども自身で犯罪の危険を予見・回避する能力の向上を図るため、子どもたち自身が実際に地域を歩き、危険な場所などを調査して作成した地図。

[57] **ＡＥＤ**…Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略。心停止した人に対して、必要に応じて電気ショックを与え、正常な心臓の動きを取り戻すために使用する医療機器。

[58] **防災ノート**…学校と家庭が一体となった防災教育を一層充実できるよう作成した防災教育教材「防災ノート「東京防災」」に、防災教育副読本「地震と安全」及び防災教育補助教材「3.11 を忘れない」を発展的に統合して東京都が作成した資料。

[59] **東京マイ・タイムライン**…発災までの行動を時系列に沿って整理できるマイ・タイムラインの作成と風水害に関する知識の習得ができ

に必要な知識を習得するとともに、適切な避難行動を事前に確認できるようにします。

●推進施策（33） 安全・安心な学校づくり

100通学路の危険箇所点検の実施　【教育政策課】 継続

小学校の通学路について、交通安全や防犯、塀の安全性などの観点から取り上げた危険箇所を、警察（交通管理者）、道路管理者など関係機関で確認・検討の上、対策を講じていきます。

101子どもの安全に関わる緊急連絡（不審者情報等）の実施　【教育政策課】 継続

区内で発生し児童・生徒が被害を受けた不審者情報など、子どもの安全に関わる緊急情報を、保護者連絡システムを用いて保護者等に情報共有していきます。

102「こども 110 番の家」協力家庭の登録促進　【子ども若者課】 継続

地域の家庭や事業所等の協力により、子どもが身の危険を感じて助けを求めてきた時の一時的な避難場所の確保に取り組みます。

103熱中症予防策の徹底　【教育政策課・学校運営課・教育指導課】 継続

各学校・園では、「目黒区立学校・園熱中症対策ガイドライン」に基づき、熱中症予防策を徹底していきます。

●推進施策（34） 放課後の子どもの居場所づくり

104放課後子ども総合プラン[60]の推進体制の充実　【放課後子ども対策課】 継続

放課後子ども総合プランを実施するに当たり、実施小学校区ごとに各関係者と活動プログラムの充実や学校施設等の活用について検討し、それぞれとの連携・協力を図ります。

るよう一式にまとめて東京都が作成した資料。

[60] **放課後子ども総合プラン**…全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と放課後子供教室（ランランひろばや子ども教室など）の整備等を進める計画。

105放課後等における子どもの居場所づくりと多様な体験機会の充実

※再掲 【生涯学習課・放課後子ども対策課】 継続

地域と学校の協力により、放課後や学校休業日に学校施設等において、子どもの安全な居場所を確保するとともに、子どもが地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供します。

3 重点的に取り組む推進施策

本教育プランでは、「目指す子ども像」及び「目指す学校像」の実現に向け、子どもたち一人ひとりの学びと成長を支えるとともに、魅力と活力にあふれた学校づくりを進めるため、基礎調査やワークショップで示された子どもたちや教職員等の声、社会状況や教育課題の変化等を踏まえ、今後 5 年間において、特に優先的かつ重点的に取組を進める必要があるものを「重点的に取り組む推進施策」として位置付けます。

重点的に取り組む推進施策は、施策の重要度だけでなく、計画期間中に、新たな取組の開始、取組内容の拡充、実施体制の整備又は重点的な改善を行う必要性が高いものを選定しています。これらの推進施策については、対象となる学校・園において取り組み、具体的な取組内容や実施方法については、学校の種類や子どもの発達段階等を踏まえて展開します。

各推進施策について、重点化する理由を示すとともに、施策を構成する具体的な実施策のうち、重点的な取組の中核となるものを「主な実施策」として示し、5 年間の取組予定を明らかにします。

なお、重点的に取り組む推進施策以外の推進施策についても、各基本方針に基づき、着実に推進します。

(1)幼稚園、こども園、保育園、小学校との円滑な接続　≪推進施策2≫

幼児期は生涯にわたる学びの基盤を培う重要な時期であり、幼児期にはぐくまれた資質・能力を小学校教育へ円滑につなぐことが必要です。

また、国においても、次期学習指導要領に向けた検討の中で、就学前教育から小学校教育への連続性や学校段階間の円滑な接続が重視されています。

本区では、区内公私立の就学前施設と区立小学校との交流活動や合同研修会等を進めてきましたが、今後は、幼保小接続カリキュラムの充実や教職員間の相互理解の推進など、交流中心の取組から接続を意識した取組へ発展させるとともに、幼児期にはぐくまれた資質・能力や学びを小学校教育へ円滑につなげる必要があることから、本施策を重点化します。

【主な実施策】

②幼保小連携の充実

(2)デジタルや生成AIを活用した学習の推進　≪推進施策5≫

生成AIをはじめとするデジタル技術が急速に発展する中、子どもたちには、情報を適切に収集・整理・分析し、課題解決や表現に生かす力と、情報モラルやメディアリテラシーを身に付けることが求められています。

次期学習指導要領に向けた国の検討においても、情報活用能力の抜本的な向上やデジタル学習基盤を活用した学びの充実が重視されています。情報活用能力は、各教科等の学習や探究

的な学びを支える基盤であり、学校教育全体への波及効果が大きいことから、本施策を重点化します。

【主な実施策】

⑫情報活用能力の育成

（3）探究的な学びの推進≪推進施策7≫

ワークショップでは、自分のレベルや興味に合った内容・スピードを選びたい、自分の興味・関心ややりたいことに合わせて学びたいという声が示されました。

また、次期学習指導要領に向けた国の検討においても、質の高い探究的な学びの実現や、子どもの興味・関心を生かした学びが重視されています。

本区として、児童・生徒が自ら問いを立て、学習内容や方法を選択し、振り返りながら学びを深める「自己選択学習の時間」を展開し、学ぶ意欲や当事者意識を育成する必要があるため、本施策を重点化します。

【主な実施策】

⑳「自己選択学習の時間」の推進

（4）英語力の向上とコミュニケーション能力の育成　≪推進施策8≫

グローバル化が進む中、多様な文化や価値観をもつ人々と関わり、自らの考えを英語で表現・発信する力の育成が一層重要となっています。

本区では、外国語指導員の活用や体験型英語学習を進めてきましたが、一人ひとりの興味・関心や習熟度に応じた学習環境やコミュニケーション機会をさらに充実する必要があります。計画期間中にAI活用型英語学習アプリケーションを新たに活用し、個別最適な英語練習環境を整備することで、生徒が主体的に学びながら英語による表現力・発信力を高め、多様な人々とコミュニケーションを図る力を育成するため、本施策を重点化します。

【主な実施策】

㉓AI活用型英語学習アプリケーションの活用

(5)不登校児童・生徒への支援充実≪推進施策13≫

不登校児童・生徒の増加や、その要因・背景の複雑化、多様化に対応し、学校復帰のみを目標とせず、一人ひとりの状況に応じた学びの場と安心して過ごせる居場所を確保する必要があります。

基礎調査では相談環境に対する子どもと保護者の認識に違いが見られ、ワークショップでも、困ったときに安心して相談でき、最後まで話を聴いてもらえる環境を求める声が示されました。

国においても、多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程が検討されています。計画期間中に校内教育支援センター機能の整備・充実を進め、早期支援につなげる必要があるため、本施策を重点化します。

【主な実施策】

㊵校内教育支援センター(校内別室指導)機能の整備・充実

(6)異学年や異校種、多様な人々との関わりを通した体験活動の推進 ≪推進施策19≫

基礎調査では、区立中学校への進学について、進学前の児童・保護者には判断を決めかねている回答や否定的な回答も見られる一方、進学後の生徒・保護者では「進学してよかった」とする回答が多く、進学前と進学後で評価に違いが見られました。

また、国においても学校段階間の連携・接続による学びの連続性が重視されています。

このため、児童・保護者の区立中学校への理解を深めるとともに、小学校から中学校への円滑な接続と 9 年間を見通した学びや育ちの連続性を確保するため、「小・中連携子ども育成プラン」に基づき、児童・生徒の交流活動、出前授業、部活動体験等の充実や教員間の連携を進める必要があることから、本施策を重点化します。

【主な実施策】

59 小・中学校の連携・交流

(7)柔軟な教育課程の編成による教育の質の向上 ≪推進施策22≫

ワークショップでは、自分の興味・関心や状況に応じて学びたい、学校の取組や学校づくりに関わりたいという声が示されました。

また、次期学習指導要領に向けた国の検討においても、多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程と、教師と子どもの双方に教育の質を高めるための「余白」を創出することが重視されています。

本区が進めてきた小学校における 40 分授業・中学校における 45 分授業等により生み出し

た時間を活用し、探究的な学びや個に応じた指導、特色ある教育活動等の充実を図るため、各学校が実態に応じて柔軟な教育課程を編成・実施できる環境を整える必要があります。

このため、生み出した時間を効果的に活用し、教育活動全体の質を高めるため、本施策を重点化します。

【主な実施策】

66 柔軟な教育課程の編成・実施

(8)学校における働き方改革等の推進 ≪推進施策26≫

基礎調査では、教職員が主体的な学びや多様な子どもへの対応に取り組む一方、教育の質を高めるための時間的余白が十分でないという課題が示されました。

また、令和 7 年 6 月に成立した給特法等改正法では、学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会に対し、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保に向けた計画の策定・公表等が義務付けられました。

こうした状況を踏まえ、本区の働き方改革実行プログラムに基づき、業務負担の軽減、勤務環境の改善、長時間勤務の縮減及び健康確保を総合的に進め、教職員が心身ともに健康で意欲を持って教育活動に取り組み、子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を確保する必要があることから、本施策を重点化します。

【主な実施策】

79 目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラムの推進

(9)学校・家庭・地域で子どもたちの成長を支える体制の整備 ≪推進施策29≫

基礎調査では、地域住民に学校活動への参加意欲がある一方、情報不足や学校との関わり方が分からないことが参加の支障となっており、学校側にも連絡調整、役割分担及び責任の所在等の課題が示されました。

本区では、学校運営協議会の設置を順次進め、令和 11 年度までに全ての区立学校・園をコミュニティ・スクールとすることを目標としています。学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、学校・家庭・地域が教育目標や課題を共有して継続的に協働する体制を計画期間中に整備するため、本施策を重点化します。

【主な実施策】

88 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

(10)持続可能な部活動の推進　≪推進施策31≫

基礎調査では、学校行事やクラブ・部活動が学校のよい点として評価され、ワークショップでも、多様な活動を通して人間関係を深め、喜びや楽しさを共有し、挑戦しながら成長したいという声が示されました。

一方、少子化の進行、教員の負担増、専門的な指導人材の確保等により、従来と同じ体制で活動を継続することが難しくなっています。また、国においては、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を将来にわたり確保・充実するため、学校と地域が連携・協働した部活動の地域展開等が進められています。

こうした状況を踏まえ　、子どもたちの活動機会を確保しながら、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるとともに、学校、地域、関係団体等が連携し、地域の実情に応じた活動環境を整備していく必要があります。また、地域展開等に向けた取組を段階的に進め、持続可能な活動体制を構築する必要があることから、本施策を重点化します。

【主な実施策】

91部活動の地域展開等の推進

＜重点的に取り組む推進施策における５年間の取組予定＞

推進施策	具体的な実施策	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）	令和13年度（2031）
幼稚園、こども園、保育園と小学校との円滑な接続	幼保小連携の充実	→	→	→	→	→
デジタルや生成AIを活用した学習の推進	情報活用能力の育成	実施		見直し/実施	実施	
探究的な学びの推進	「自己選択学習の時間」の推進	小学校全校実施	小・中学校全校実施	→	→	→
英語力の向上とコミュニケーション能力の育成	AI活用型英語学習アプリケーションの活用	→	→	→	→	→
不登校児童・生徒への支援充実	校内教育支援センター（校内別室指導）機能の整備・充実	→	→	→	→	→
異学年や異校種、多様な人々との関わりを通した体験活動の推進	小・中学校の連携・交流	→	→	→	→	→
柔軟な教育課程の編成による教育の質の向上	柔軟な教育課程の編成・実施	小学校全校実施	小・中学校全校実施	→	→	→
学校における働き方改革等の推進	目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラムの推進	改定	実施	→	→	→
学校・家庭・地域で子どもたちの成長を支える体制の整備	学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進	一部導入	→	全校・園導入	→	→
持続可能な部活動の推進	部活動の地域展開等の推進	試行実施	評価	実施	→	→

第4章　計画の推進

1　推進体制

学校教育プランに掲げる目標の実現に向けて、教育委員会及び学校・園が相互に連携しながら、計画的かつ着実に施策を推進します。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら協働し、社会全体で子どもたちの学びと成長を支える取組を推進します。さらに、関係部局や関係機関との連携を図りながら、教育課題や社会状況の変化に対応した施策を総合的に展開していきます。

2　進捗管理及び点検評価

学校教育プランを着実に推進するため、各施策の進捗状況を継続的に把握し、その成果や課題について点検・評価を行います。

点検・評価に当たっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき実施する、教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価の結果を活用します。また、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化、国及び東京都の動向等を踏まえ、必要に応じて事業内容を見直します。

さらに、必要に応じて児童・生徒を対象としたアンケートや意見聴取を行い、子どもたちの実感や意見を施策の改善及び充実に生かします。

こうした取組を通して、PDCA サイクル[61]に基づく施策の継続的な改善を図ります。

Plan（計画策定）→ Do（施策の実施）→ Check（点検・評価）→ Action（改善・見直し）

3　公表

学校教育プランの推進状況や点検・評価の結果については、区公式ウェブサイト等を通じて広く公表し、区民への説明責任を果たします。

また、区民や保護者、地域との情報共有を図りながら、計画の推進に対する理解と協力を得て、開かれた教育行政の実現に努めます。

[61] **PDCA サイクル**…Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の過程を繰り返し、取組を継続的に改善する手法。